

# **上田市景観計画**

## **素案**

平成 24 年 8 月

上田市 都市建設部 都市計画課

# 目 次

<b>序章　景観計画策定の背景と目的</b>	1
<b>第1章　上田市の概況</b>	3
<b>第2章　上田市の景観特性</b>	8
<b>第3章　景観計画の区域</b>	22
3－1　景観計画区域	22
3－2　景観形成重点地区	22
<b>第4章　景観まちづくりの将来像、目標・方針</b>	23
4－1　景観まちづくりの視点	23
4－2　景観まちづくりの将来像	24
4－3　基本目標・基本方針	24
4－4　景観形成方針	28
<b>第5章　行為の制限に関する事項</b>	36
5－1　行為の制限に関する地域区分	36
5－2　行為の届出、事前協議	38
5－3　景観形成基準	39
<b>第6章　景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針</b>	61
6－1　景観重要建造物の指定の方針	61
6－2　景観重要樹木の指定の方針	62
<b>第7章　景観重要公共施設の整備に関する事項</b>	62
<b>第8章　屋外広告物の表示等の制限に関する事項</b>	63
<b>第9章　景観形成の推進に向けて実施する事項</b>	63
9－1　景観形成に取り組むための体制の充実	63
9－2　景観計画の充実	65
9－3　市民による景観づくり活動の推進	66
9－4　景観に関する意識啓発の推進	67
9－5　他法令や制度との連携について	67
9－6　公共施設等における景観形成について	68

## 序章 景観計画策定の背景と目的

### （1）策定の目的

信州上田の景観は、本市が目指す「生活快適都市」、「美しい自然を守り歴史や伝統に学ぶ文化の薫るまち」を実現するための市民共通の大切な資産となっています。地域への愛着と誇りをつちかい、訪れる人々に魅力を提供するには、上田市に住む私たち自身が、景観の価値を見つめ直し、地域の個性を反映した上田らしい景観を守り、育て、生かすことが大切です。

平成 18 年 3 月 6 日に当時の上田市、丸子町、真田町、武石村が合併し、新たに誕生した上田市は、旧 4 市町村から、美しい自然と、歴史と文化が生きる魅力ある景観を受け継ぎました。各地域の個性豊かな景観を守り育てるとともに、上田市の特色を生かした新たな景観を創出することによって、美しく魅力あふれるまちづくりをし、これを次代の市民に引き継いでいくため、本市における景観上の特性や課題等を踏まえながら、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく「上田市景観計画」を策定するものです。

### （2）策定の背景

合併前の旧上田市では、平成 3 年に「上田市都市景観形成基本計画」を策定し、平成 4 年からは「都市景観賞」の表彰を行い、平成 7 年には上田市景観条例を制定するなど、独自の景観行政に取り組んできました。

また、旧丸子町においても、平成 15 年に「丸子町景観形成基本計画」を策定し、景観形成を推進するための方針を定めました。

旧真田町、旧武石村においても、花や緑を増やす運動など、地域の特性を踏まえた景観形成を実践してきました。

この間、市街地では、上田駅お城口再開発事業や街路整備事業などにより、上田地域の玄関口、交流の拠点としての装いが整い、また、歴史的まちなみを生かしたまちづくりや、沿道や河川の美化活動など、各地域で個性を生かした景観形成の取り組みが進められてきました。

一方、近年では、城下町や街道沿いの伝統的なまちなみ、蚕都ゆかりの建物が次第に失われ、地域の歴史的な記憶が薄れつつあり、また、市街地での高層建築物の建設や、郊外の農地で進む宅地化など、これまで地域で継承してきた固有の景観に変化が生じつつあります。

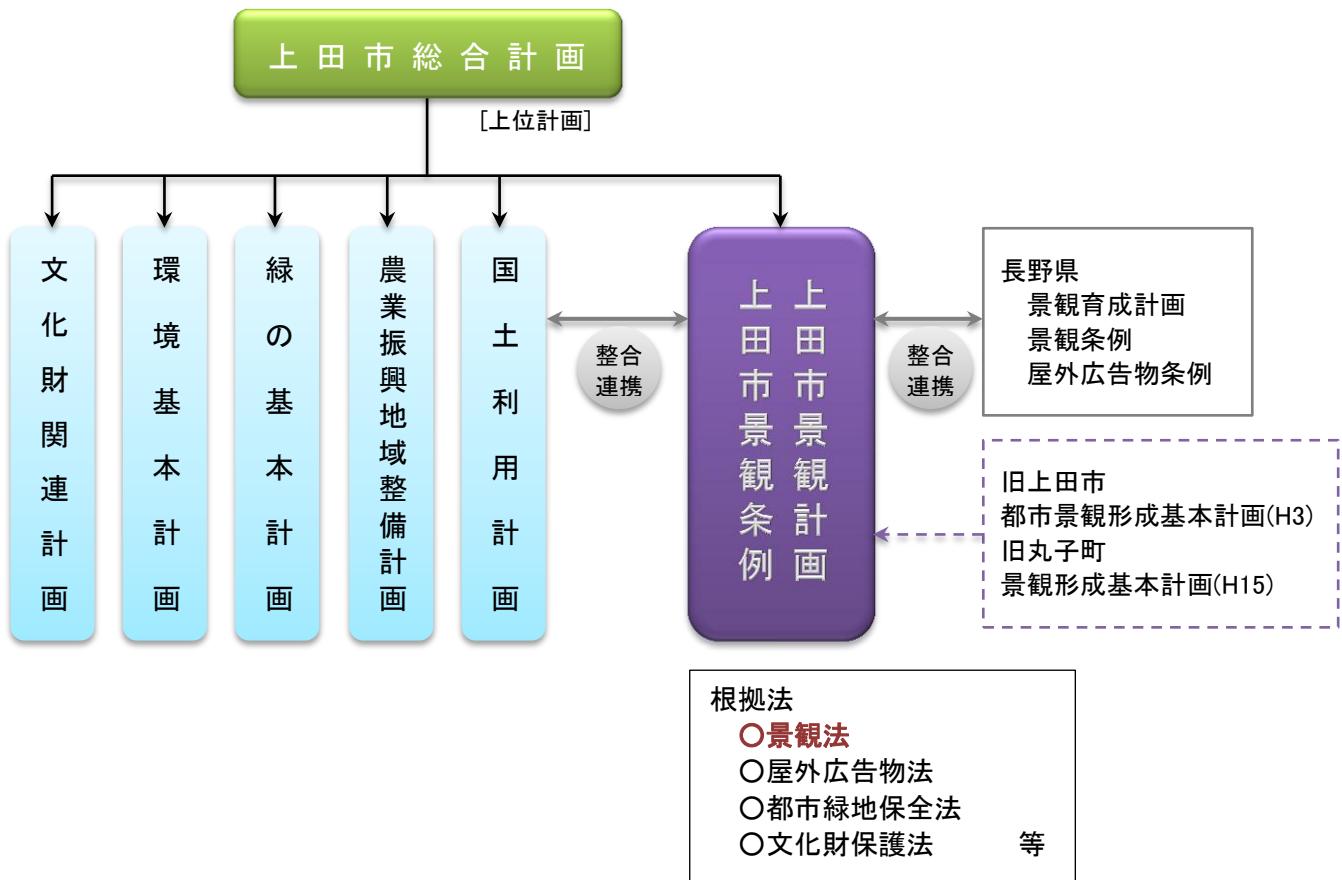
国では、平成 15 年 7 月に「美しい国づくり政策大綱」が公表され、平成 16 年 6 月には「景観法」をはじめとした、いわゆる「景観緑三法」が公布されました。これらを活用することにより、地方自治体がそれぞれの地域の特性に応じた景観施策を積極的に行えるようになるなど、景観まちづくりのための制度が整えられてきています。

こうした状況を踏まえ、本市は、景観法に定められた景観計画を策定することにより、各地域の景観的課題に対処するとともに、新市として一体的な景観施策を講じ、将来にわたって地域の個性を生かした良好な景観形成を促進することをめざします。

### (3) 景観計画の位置づけ

- ・上田市景観計画は、景観法第8条の規定による景観計画として定めるものです。また、景観法のほか、国の関連法制度の位置づけに基づく計画として策定します。
- ・長野県において策定している「景観育成計画」との整合も図りながら策定します。
- ・上田市の計画等においては、「上田市総合計画」を上位計画とし、「国土利用計画」等の関連計画と整合を図りながら策定します。

#### 上田市景観計画の位置づけ



## 第1章 上田市の概況

### (1) 位置・地勢

#### ア 位 置

日本のほぼ中央に位置している上田市は、北は長野市、千曲市、須坂市、坂城町、筑北村、西は松本市、青木村、東は嬬恋村（群馬県）、東御市、南は長和町、立科町と接しています。

奈良時代から、京都と東北地方を結ぶ「東山道」の拠点として栄えた交通の要衝であり、現在はJR北陸新幹線、しなの鉄道、上田電鉄別所線が上田駅で接続し、上信越自動車道（上田菅平インターチェンジ）を有しています。

東京から約190km、県庁所在地の長野市からは約40kmの位置にあります。

市域は、東西約31km、南北約37kmの広がりを持ち、面積は552km<sup>2</sup>、市役所本庁の位置は、東経138度15分、北緯36度24分、海拔456mです。



図1 上田市の位置

#### イ 地 勢



長野県の東部に位置し、北は上信越高原国立公園の菅平高原、南は八ヶ岳中信高原国定公園に指定されている美ヶ原高原などの2,000m級の山々に囲まれています。

佐久盆地から流れ込む千曲川（新潟県からは「信濃川」）が市の中央部を東西に流れ、これに周囲の山々を源流とする依田川、神川、浦野川等が合流し、長野盆地へと流れていきます。標高400mから800mの河川沿いに広がる平坦地や丘陵地帯に市街地や集落が形成されています。

### (2) 土地利用

土地利用の状況を土地利用区分別に見ると、行政区域面積55,200haのうち山林72.0%、農地12.0%などとなっており、水面等を含めた自然的土地利用は87.5%です。残りの12.5%は宅地等の都市的土地利用となっています。

都市計画区域における土地利用の状況は、区域面積 23,294ha の 77.6%が自然的土地利用で、残りの 22.4%が都市的土地利用となっています。自然的土地利用の内訳は山林 66.8%、農地 25.2%などとなっており、行政区域と同じく山林の占める割合が多くなっています。

用途地域指定区域においては、面積 1,602.5ha のうち自然的土地利用は 16.8%、都市的土地利用は 83.2%であり、そのうち住宅用地が 38.0%で最も多く、商業用地の 7.8%、工業用地の 6.2%を併せた宅地全体では 52.0%を占めています。また、可住地面積は区域面積の 70.4%にあたる 1,128.84ha です。

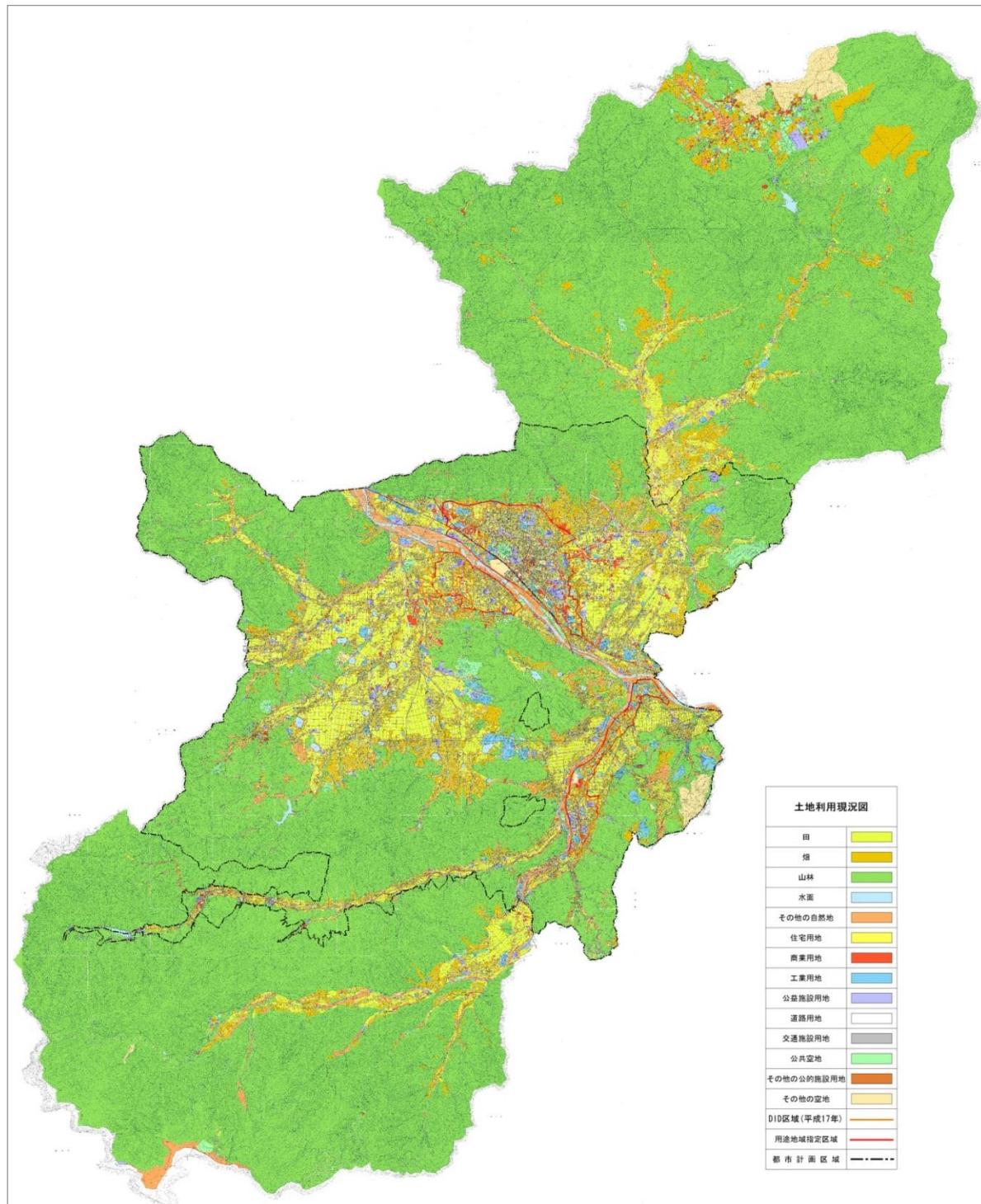


図2 土地利用現況図（資料：国土利用計画第一次上田市計画）

### (3) 交通網

交通網は、北陸新幹線（1駅）、しなの鉄道（4駅）、上田電鉄別所線（15駅）の鉄道、上信越自動車道の高速道路、および国道、県道、主要地方道が整備され、環状道路の計画、整備が推進されています。

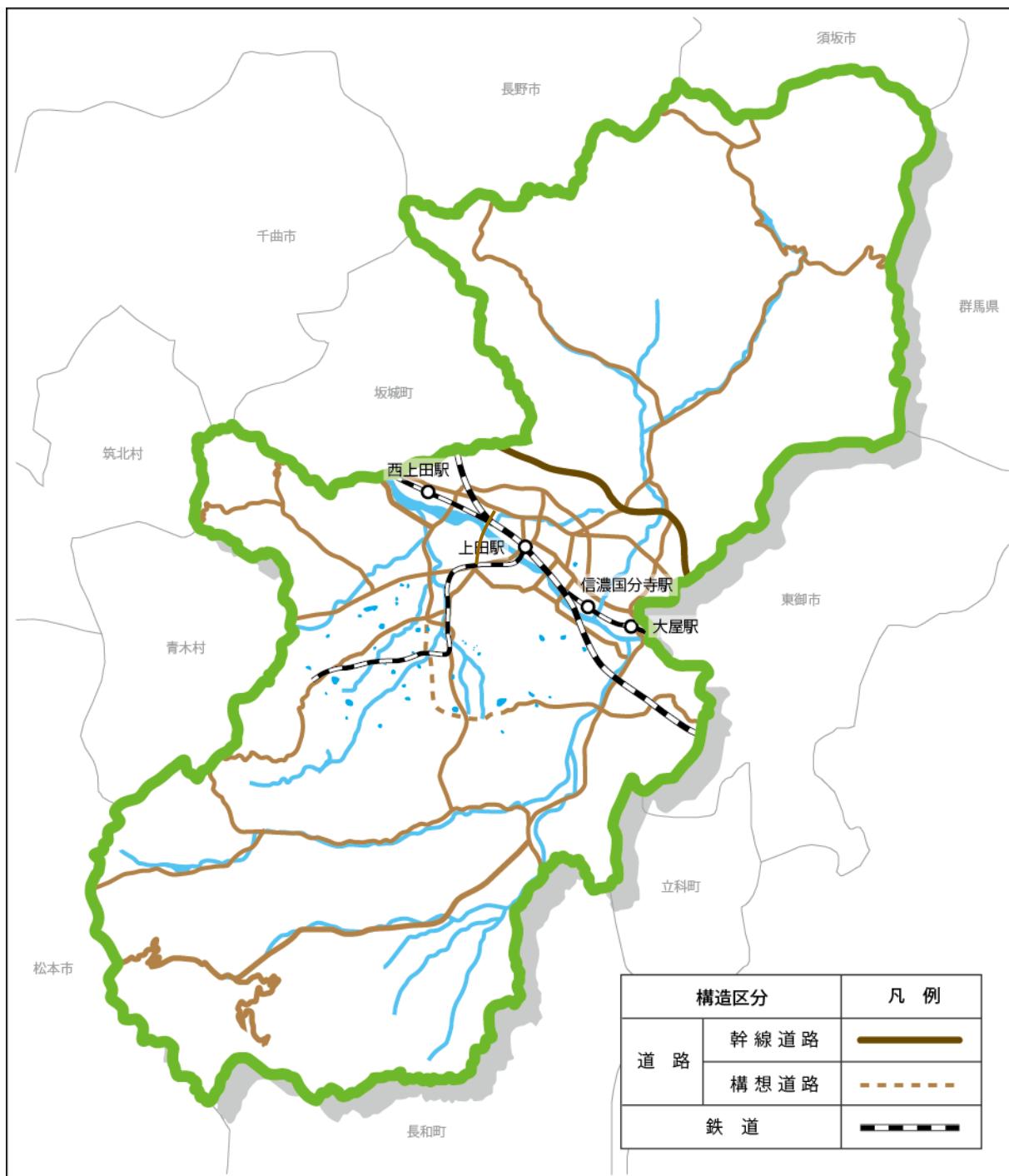


図3 市内交通網図

## (4) 歴史文化

上田地域の歴史は古く、大和時代には国造（くにのみやつこ＝知事）がこの地に派遣され、科野国（しなののくに＝信濃国の古名）の政治・文化の中心地であったと考えられます。

奈良時代には、国分寺、国分尼寺が建立され、信濃国で最初の国府が置かれた地ではないかと考えられています。

鎌倉時代に入ると、幕府の信濃守護職、北条氏が塩田に居を構え、三代 60 年にわたり鎌倉の仏教文化が花開きました。この塩田平は『信州の鎌倉』といわれ、安楽寺の日本で唯一の八角三重塔（国宝）をはじめ、多くの歴史的建造物、史跡が残されています。



安楽寺



上田城跡

戦国時代には、真田氏が上田城を築城し、約 40 年間上田の地を治めました。その後は、仙石氏（約 84 年間）、松平氏（約 160 年間）と城主が代わっています。この間に城下町が形成され、政治文化の中心、物資の集散地として栄えました。

江戸時代には養蚕業が発達し、上田紬は日本の三大紬とうたわれるほどの発展をみせ、さらに明治から大正時代にかけては全国有数の蚕種（さんしゅ）の生産地となり、全国の蚕糸業

を支える「蚕都」として繁栄しました。丸子地域は、明治中期から大正期にかけて製糸業が盛んで、岡谷地域に次いで日本第 2 位の出荷額を誇り、「生糸の町丸子」として海外にまでその名を広めました。

上田市の文化財の指定状況（建造物・石造物・史跡・天然記念物・名勝）は国指定では国宝 1 件、重要文化財 5 件、登録有形文化財 7 件、史跡 3 件、天然記念物 3 件、県指定では県宝 10 件、史跡 4 件、天然記念物 3 件となっています。市指定では史跡 45 件、天然記念物 31 件、名勝 7 件、有形文化財（建造物・石造物）36 件となっています。そのほかに古墳等の包蔵地が市内に数多く分布しています。

■表 1 文化財の指定状況

	国指定	県指定	市指定
国 宝	1	—	—
重要文化財	5	—	—
登録有形文化	7	—	—
県 宝	—	10	—
史 跡	3	4	45
天然記念物	3	3	31
名 勝	0	0	7
有形文化財	—	—	36
合 計	19	17	119

出典：『平成 23 年度上田市の教育』上田市教育委員会発行

## (5) 自然環境

本市は、北に上信越高原国立公園の一部をなす菅平高原、南には八ヶ岳中信高原国定公園の一部をなす美ヶ原高原という二つの自然公園が位置し、また、根子岳や日本百名山に数えられる四阿山、独鉛山や太郎山など周囲を個性的な山々に囲まれています。

市の中央部には千曲川が東西に流れ、依田川、神川、浦野川等の支流が合流しています。また、支流沿いには巣栗渓谷、角間渓谷、唐沢の滝などの景勝地が多く存在します。千曲川や依田川、神川の流域沿いには河岸段丘が形成され、段丘に沿って緑地帯が見られます。

塩田平や依田地域には広々とした水田地帯が広がり、また、山間地には人々の手によって棚田が保全されています。塩田平を中心に多くのため池が見られるのも特徴です。

本市は、豊かな緑と清らかな水の流れに囲まれた美しい自然景観に恵まれています。

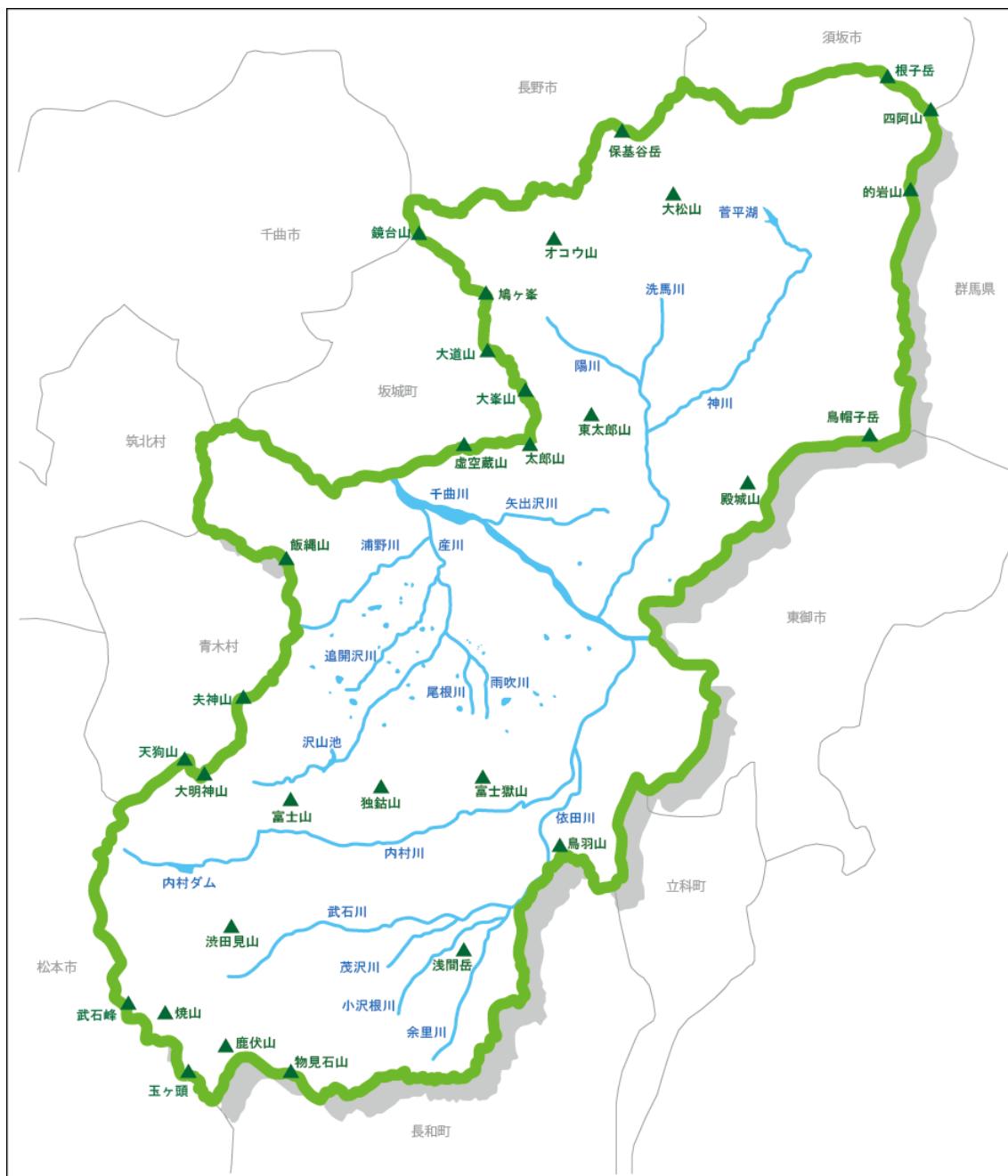


図4 河川・山分布図

## 第2章 上田市の景観特性

本市は、上田地域、丸子地域の中心部にそれぞれ市街地が形成され、その周囲を田園地帯や緑豊かな山々が取り囲んでいます。また、千曲川をはじめとする河川や、鉄道、道路、段丘の緑、旧街道などが景観の軸線を構成し、上田城などの史跡、温泉地、伝統的集落、大規模な公園・緑地などが地域の景観的拠点を形作っています。

### (1) 市街地の景観

#### ●多様な市街地景観

- 歴史的文化的資源や都市機能の集積、商業地等の様々な要素で構成されている上田中央地域、主に住宅地からなる上田城南地域、国道等の沿道に商店街や市街地が形成されている丸子地域の市街地は、それぞれ独自の景観を形成しています。



- 上田駅温泉口・お城口広場一帯では、再開発事業による新しいまちなみが形成されています。中心商店街一帯では電線地中化により快適な歩行者空間が整備されています。一方、近年では高層建築物が建築され、まちなみには変化が生じています。

#### ●歴史と文化を今に伝える建造物

- 中心部は上田城の城下町と旧北国街道の宿場町としての面影を残し、古くからのまちなみや河川・用水路、細い路地などが古い歴史をもつ都市としての趣を伝えています。
- 上田城跡をはじめ、城下町ゆかりの寺社等の歴史的建造物が数多く残されています。



- 蚕都として栄えた明治から昭和初期にかけて建てられた擬洋風のモダンな木造建築物等が市街地に点在しています。
- 丸子地域の市街地には蚕糸業が栄えた時代の建造物が残っています。
- 市街地のまちなみや歴史的資源を活用した映画のロケなどが数多く行われています。

## (2) 田園地帯の景観

### ●まとまって存在する良好な田園空間

- ・塩田平や依田地域などのまとまった規模の田園地帯では、視界を遮るものなく、背景となる山並みとともに、良好な田園空間が形成されています。また、集落地が、古くからの道筋や河川沿い、山麓などに点在しています。
- ・稻倉、深山には棚田が見られ、稻倉では地域住民による保全活動が行われ「日本の棚田百選」に認定されています。
- ・神川水系などの水田地帯では石垣で築かれた畦が見られます。



### ●豊かな水辺、ため池

- ・神川、依田川、武石川、浦野川などの河川や農業用水路などの水辺が、うるおいと安らぎをもたらす景観要素となっています。
- ・塩田平を中心としてかんがい用のため池が見られます。



### ●蚕室造りの民家

- ・古くからの集落地では、蚕室造りなどの伝統的な民家が数多く残り、土蔵、石垣、用水路、生垣、庭木などが上田市の特色を表す風格のある歴史的景観を形成しています。



### ●果樹園、畑作地

- ・山麓の扇状地など水の得にくい場所は、果樹園や畑作地がまとまりをもって広がっています。かつてはこれらの場所の多くは桑畠として利用されていました。太郎山山麓に広がるりんご園や、丸子陣場地区のぶどう園などは、丘陵地に良好な景観を形成しています。また、太郎山山麓の果樹園では、上田市街地に隣接する立地のため宅地化が進み、果樹園と住宅地が混在してきています。

## ●丘陵地

- ・信州国際音楽村や陣場地区などの丘陵地では、雄大な浅間山・蓼科山の眺望が広がっています。

## ●「信州の鎌倉」

- ・「信州の鎌倉」と称される塩田平は、生島足島神社、前山寺や中禅寺、安楽寺、常楽寺等の寺社群があり、数多くの貴重な歴史的資源を今日に伝えています。また、これらの文化的遺産と田園地帯やため池、山並みなどが一体となった風景は「美しい日本の歴史的風土 準100選」に選定されています。



塩田平

## (3) 山地の景観

### ●緑豊かで個性的な山並み

- ・本市のイメージを形作る個性的な山並みが、市域の周囲を取り囲んでいます。

- ・上田市街地の正面に見える太郎山、塩田平と鹿教湯温泉郷の内村川沿いを分け隔てる独鉛山、別所温泉を抱く夫神岳、女神岳。なだらかな稜線を形成する小牧山、烏帽子岳。菅平高原や美ヶ原高原へ続く山並みなど、それぞれが個性的な姿で、本市を印象づけています。



太郎山

- ・市街地郊外の高台や道路沿いからは、遠く北アルプスや蓼科山、浅間山への眺望が得られます。



独鉛山



丸子城跡から鹿教湯方面を望む



武石公園から美ヶ原方面を望む

## (4) 自然公園の景観

### ●雄大な眺望が広がる高原

- 八ヶ岳中信高原国定公園内の美ヶ原高原では、雄大な北アルプスをはじめ 360 度のパノラマが開けています。また、台上には放牧が行われる草原や美術館などがあり、個性的な景観を形成しています。



- 上信越高原国立公園内の菅平高原では、菅平湿原や周囲の畑作地帯、別荘地やスキー場などのスポーツ施設があり、根子岳、四阿山の二つの峰への眺望と一体となって雄大な景観を形成しています。

## (5) 河川の景観

### ●清らかな川の流れ

- 市の中心部を本流となる千曲川が東西に流れています。河川敷には市民緑地やグラウンド、散策路、親水護岸等が整備され、市民の憩いの場となっています。また、河川沿いでは自然の河川林や高水敷の樹木が緑地を形成しています。



- 千曲川の支流である依田川、内村川、武石川、神川、洗馬川、浦野川、産川などの河川が山地の谷沿いから田園地帯の中を流れ、豊かな水辺空間を形成しています。
- 依田川沿いは、桜堤防等の散策路や公園が整備され、市民が親しめる水辺空間となっています。

- ・上田市街地には、矢出沢川と蛭沢川、枠網用水が流れ、川沿いの緑と城下町、蚕都の面影が一体となり、街にうるおいと安らぎをもたらしています。



### ●ビューポイントとなる橋

- ・千曲川は、上流から大屋橋、大石橋、小牧橋、常田新橋、上田電鉄千曲川橋梁、上田橋、古舟橋、上田大橋があり、それぞれ川の流れと背景の山々が調和した良好な眺望点（ビューポイント）となっています。



- ・依田川の馬坂橋、浦野川の醤油久保橋は、木橋であり、ビューポイントとしてだけでなく、河川と一体となった景観として地域の人に親しまれています。



- ・かつて千曲川に架けられていた旧大石橋は、上田丸子電鉄の鉄橋であり、後に道路に転用され、現在は移設先の依田川で「りんどう橋」として活用されています。ビューポイントとしてだけではなく、河川に関連する景観上重要な産業遺産となっています。

## (6) 段丘の景観

### ●特徴的な河岸段丘の緑地

- ・千曲川や神川、依田川などの流域には、河岸段丘が形成され、鉄道や幹線道路からも見ることができます。
- ・染屋台グリーンベルト（染屋台段丘）は、国道18号に沿って市街地に貴重な緑地を提供しています。



- ・上田城尼ヶ淵など、上田市街地のしなの鉄道北側に沿って段丘が見られ、常田では製糸業が盛んだった時代の面影を残す繭倉とケヤキの緑が一体となった魅力的な景観を形成しています。



- ・塩川地区狐塚の段丘林の中では季節になると水路をホタルが舞う姿を見ることができます。
- ・神川沿岸では、田園地帯の中を一直線に段丘林がのびる印象的な景観が形成されています。



- ・依田川沿いの段丘は、主として国道152号に沿った住宅地の背後にのびています。

## (7) 街道の景観

### ●宿場町、城下町として栄えた面影をとどめる旧道

・旧北国街道は、江戸時代から明治の鉄道開通までの長い間、江戸と善光寺、北陸を結ぶ交通路として、また、参勤交代の道、佐渡の砂金を運ぶ道としても重要な役割を果たしてきました。街道沿いには塩尻、秋和、上田城下町、常田、踏入、岩下へと街道の面影を残す家並みが各所に残されています。



旧北国街道 秋和地区

・上田城の城下町の一角であった柳町では、地域住民による継続的な取り組みによって、まちなみの保全、修景が進められ、宿場町のおもむきが感じられるまちなみが形成されています。また、観光や撮影で多くの人が訪れるようになっています。



旧北国街道 柳町



旧北国街道 上塩尻地区

・塩尻地区では蚕種製造を行った家並みが、桑畠跡などの蚕業関連遺産とともに数多く残され、歴史と文化を伝える集落地が形成されています。

・旧松本街道沿いの坂下、新町の通りには街道の面影が色濃く残されています。



旧松本街道 坂下



旧上州街道

・旧上州街道沿いの上房山、川原柳付近にも往時の面影をうかがわせる歴史的建物が残されています。

・旧保福寺街道沿いの浦野宿には古くからの家並みが数多く残り、当時の面影を伝えています。



旧保福寺街道 浦野宿

## (8) 道路の景観

### ●都市の骨格となる道路

- 幹線道路は、上田市の景観の骨格を形作る主要な要素となっています。市内の幹線道路は、他の都市や地域間を結ぶ道路や環状道路などからなり、沿道には商業施設や住宅地が立地しています。郊外では田園地帯や山並みへの良好な眺望が得られます。また、山間地をぬって走る道路からは間近に山並みを望むことができます。

### 【高速道路】

- 上信越自動車道が太郎山、烏帽子岳の山麓を通過しています。車窓からは、丸子方面や上田市街地、塩田・川西方面を見渡すことができます。また、神川に架かる上田ローマン橋付近では菅平方面を見通すことができます。

### 【主要な幹線道路】

- 国道 18 号、国道 18 号バイパス、141 号、143 号、144 号、152 号、254 号、406 号、浅間サンラインなどの主要な幹線道路が、他都市と上田市を結んでいます。
- 国道 18 号では、下塩尻地区で千曲川の両側に切り立つ岩鼻の断崖を間近に眺めることができます。市街地では、整備されたイチョウやトチの木の街路樹が植えられています。



国道 18 号



国道 18 号上田坂城バイパス

- 国道 18 号上田坂城バイパスでは、上田大橋から岩鼻トンネル付近にかけて、岩鼻や千曲川をはじめ周囲の眺望が開けています。
- 国道 143 号は直線道路のため、上田市街地に向かう際に烏帽子岳を正面に望むことができます。

- 国道 144 号では上田菅平インター付近で景観協定が結ばれ、屋外広告物の乱立が防がれ良好な道路景観が保たれています。
- 国道 152 号は丸子市街地を抜け依田川に沿って周囲の山並みを眺望できます。
- 国道 254 号は内村川の谷沿いの田園風景と山並みを眺めることができます。
- 上信越自動車道や都市環状道路、千曲ビューラインや主要地方道真田東部線沿道などは、屋外広告物禁止地域に指定され、良好な眺望が保たれています。

## 【上田都市環状道路】

- ・国道18号上田バイパス、上田坂城バイパス、143号築地バイパス、主要地方道上田丸子線築地下之郷バイパスなど都市環状道路の沿道は、田園地帯や周囲の山並み、上田市街地への良好な眺望が得られます。



## 【沿道美化・花作り】

- ・市内各地の道路沿いでは、地域住民や事業者による道路の美化清掃活動や花作りが行われています。また、道路の里親制度（アダプトシステム）による維持管理活動も行われています。



## (9) 鉄道の景観

### ●市を印象づける車窓からの景色、電車のある風景

- ・北陸新幹線、しなの鉄道および上田電鉄別所線の車窓からは様々な景色を楽しむことができます。
- ・北陸新幹線の車窓から眺望できる周囲の山並み、千曲川の流れ、段丘の緑地帯、上田城跡公園、繭倉、岩鼻の断崖などの一連の要素は、上田市らしさを感じさせる重要な景観資源となっています。



- ・上田電鉄別所線では、独鉢山の特徴的な山並みを背景に塩田平の田園風景が開け、また、田園の中を電車がのどかに走る風景は、どこか懐かしさを感じさせます。
- ・しなの鉄道沿線では、周囲の山並みや信濃国分寺、岩鼻の断崖などの風景が展開します。

## (10) 史跡、文化財、伝統的家並み、緑地などの景観

- 市内各地には歴史的建築物や史跡、寺社、樹木等が数多く残されています。また、上田と丸子の市街地には、城下町や蚕都に関連した建築物が点在しています。
- 大規模な公園は、憩いの場として豊かな緑とともにうるおいの空間を提供しています。
- 蚕種業が特に盛んだった上田西部地域の塩尻地区では、蚕室造りの民家が数多く残り、桑畠跡などと共に、歴史と文化を伝える集落地を形成しています。



国分寺史跡公園



伊勢山の集落

- 神科地域の伊勢山地区では、砥石米山城の城下町の町割りの中に、蚕室造りの民家が数多く残されています。
- 旧保福寺街道沿いの浦野宿では街道筋として賑わった当時の面影を残しています。また、程近い浦里小学校の大正・昭和の木造校舎も周辺の田園風景と調和して懐かしい雰囲気を感じさせてくれます。
- 武石地域の中心部では、トガの生垣が民家と一体となって風格ある沿道景観を形成しています。

### 【史跡・文化財】

上田城跡公園、信濃国分寺史跡公園及び国分寺一帯、御屋敷公園、前山寺から塩田城跡・中禅寺にかけての独鉢山山麓一帯、生島足島神社 など

### 【大規模な公園】

上田城跡公園、信州国際音楽村、丸子公園、古城緑地公園、武石公園 など

### 【伝統的家並み、集落地】

北国街道、塩尻、伊勢山、浦野宿・浦里小学校、藤原田、武石のトガの集落景観 など



信州国際音楽村



武石トガの生垣

## (11) 温泉地の景観

### ●観光地、保養地としての落ち着きとやすらぎ



- ・別所温泉や鹿教湯温泉など、多くの温泉地があり、周辺の自然環境や歴史的資源と一緒にとなった風情ある温泉地の景観が形成されています。
- ・別所温泉は、夫神岳・女神岳山麓の豊かな緑に包まれ、安楽寺や常楽寺、北向観音、別所神社などと一緒になって落ち着きのある温泉街の風情を感じさせます。

- ・鹿教湯温泉は、歴史ある保養地として、周囲の緑や、文殊堂や五台橋などの文化的資産と一緒になった落ち着いた景観を見せています。



- ・内村川沿いの靈泉寺温泉や大塩温泉は、緑豊かで静かな温泉地です。

## (12) 交通拠点の景観

### ●鉄道駅やインターチェンジ周辺

- ・上田駅一帯は、上田地域の鉄道の玄関口であり、観光地への基点となっています。再開発事業により景観に配慮しながら一新されたお城口・温泉口は、ともに活気ある開放的な雰囲気と同時に城下町や蚕都の歴史的風格、水と緑豊かな市のイメージを肌で感じさせる場所となっています。



- ・上田駅周辺の幹線道路沿いにおいては、歩行者空間が整備され、良好な景観形成が進められています。
- ・上田駅お城口付近では地域の歴史的意匠を継承した建築物や歴史的建築物と調和するよう配慮された店舗も見られます。
- ・信濃国分寺駅は、近年整備されたこともあり、景観に配慮された駅前空間の整備が行われています。また、西上田駅、大屋駅も広場が整備されています。



国道 144 号しなの木通り

- ・上田菅平インターチェンジ一帯は、上田市街地だけではなく菅平方面や市全体の玄関口となっています。沿道では地域の住民によって景観形成住民協定が結ばれ、道路の里親制度による活動も定期的に行われ、屋外広告物の自主的規制等により、見通しのよい美しい街路景観が維持されています。
- ・上田電鉄別所線には、別所温泉、八木沢、中塩田駅などの古い木造駅舎が残されています。

## (13) 眺望景観

### ●市内各所から見える良好な山並み・田園の自然景観

- ・千曲川などの河川の堤防や橋、幹線道路等、広く市内各所から太郎山や独鉱山等の山並みを眺望できます。
- ・一面に広がる田園と山並みの眺望は、豊かな自然環境に育まれた地域であることを実感させます。



### ●お城からの眺望

- ・上田城跡公園南櫓・西櫓から塩田平、美ヶ原高原、青木村方面を見渡す眺望は、上田城を訪れる人々にとっては城の立地の特性や歴史に思いを巡らせ、地域を印象付ける大切な景観資源となっています。また北陸新幹線の車窓からは、上田城を間近に眺めることもできます。



### ●ビューポイント（眺望点）となる山頂や峠

- ・市街地周辺の太郎山や虚空蔵山には登山コースがあり、山頂からは市街地、千曲川、独鉱山方面の山々や北アルプス、八ヶ岳、富士山などが眺望できます。
- ・塩田平の田園景観は、市坂峠、独鉱山山頂、塩田野パノラマライン、前山寺付近など周囲の山の稜線や峠、山麓など様々な場所から眺めることができます。
- ・千曲公園や信州国際音楽村、丸子城跡、武石公園などの尾根先、丘陵地、山頂からは、周囲の山並みへの良好な眺望が得られます。



## (14) 公共施設の景観

### ●上田ローマン橋や公共施設等の都市景観

- ・上信越自動車道上田ローマン橋や北陸新幹線上田ハープ橋等は、都市景観としてだけでなく、ビューポイントとしての役割も担っています。
- ・小中学校の校舎や室賀温泉さらの湯などの温泉施設、真田氏歴史館など、周辺の環境に合わせた施設整備が行われています。
- ・今後整備が予定される公共施設においても、周辺の環境に配慮した計画が必要です。



## (15) 祭礼・行事の景観

### ●祭、行事等の文化的景観

- ・御柱祭、上田獅子とも呼ばれる常田獅子や房山獅子などの三頭獅子舞、祇園祭、岳の幟をはじめとする市内各所で行われる祭礼などの伝統行事や、上田わっしょい、丸子ドドンコ、上田城千本桜まつり、信州爆水RUN in 依田川、真田まつり、武石夏祭り、花火大会など、新旧の行事が数多く行われ、文化的な景観を彩っています。



## (16) 花や緑のある景観



- ・自治会、地域の有志による花壇づくりや、花による地域づくりが盛んに行われています。
- ・上田城跡公園や依田川沿いの桜並木、豊殿地区のアヤメ、前山のガクアジサイ、信州国際音楽村のスイセンやラベンダー、御屋敷公園のツツジ、余里のハナモモなどをはじめとして、各地に花の名所が数多くあり、地域にうるおいをもたらす景観的要素となっています。

## 第3章 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

### 3-1 景観計画区域

- ・景観計画の区域は、上田市全域（ $552 \text{ km}^2$ ）とします。

### 3-2 景觀形成重點地區

景観形成重点地区指定の考え方

- ・上田市の自然、歴史、文化等を背景とした特徴的な景観を有する地域や、今後積極的に景観形成を誘導する必要のある地区は「景観形成重点地区」として定めます。景観形成重点地区に定めた場合は、景観計画区域とは別に、届出対象行為の規模や景観形成基準などを設けます。
  - ・景観形成重点地区は、市または市民、地域関係者の発意で検討され、景観形成の方針や基準について合意が得られた地域について、景観審議会の審議を経た上で、隨時行うものとします。
  - ・景観形成重点地区の候補地としては、**景観の類型・構造図**（28・29ページ）における拠点（尼ヶ淵周辺、信濃国分寺周辺、御屋敷公園、別所温泉、鹿教湯温泉、塩尻地区、伊勢山地区など）とともに、上田城跡公園周辺一帯、旧北国街道などの歴史的街道の沿道、上田駅周辺、上田地域及び丸子地域の商店街などが想定されます。

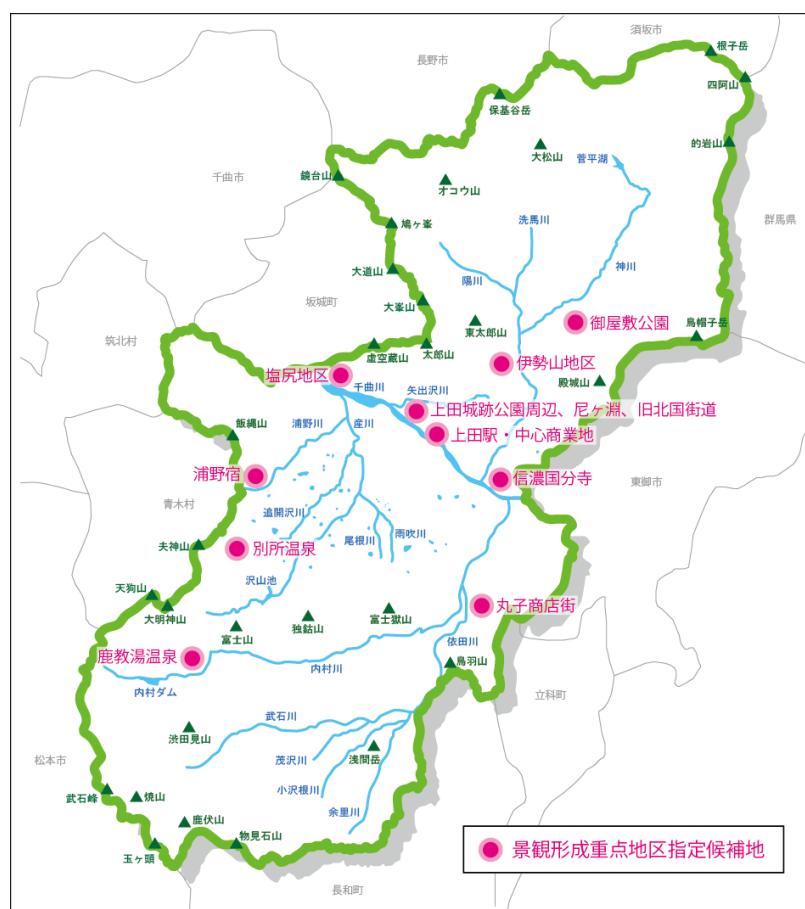


図5 上田市景観計画区域及び景観形成重点地区指定候補地図

### 4-1 景観まちづくりの視点

#### 景観形成の担い手

上田市の景観は、恵まれた自然環境や、歴史的、文化的な建築物等をはじめ、市街地のまちなみや商店街のにぎわい、田園や農山村のたたずまい、美しい眺めなど、多様性に富んでいます。私たちがいま目にしているこれらの景観は、この地で暮らしてきた人々の長年にわたる営みの積み重ねにより形づくられてきました。

人々が暮らすまちや行き来する道路も、稲穂のたなびく水田も、花壇を彩る季節の花々や地域の伝統行事も、私たち自身の手で育んできたものであり、その一つひとつが上田らしさを感じさせる景観的要素となっています。

景観とは、地域の自然や地形、歴史や文化等と、人々の生活、経済活動等との調和により、長年かけて形づくられた地域空間の全体像のことであり、美しく魅力的な景観づくり、愛着を感じる上田らしい景観づくりの担い手は、私たち一人ひとりであるといえます。



千曲川と太郎山

#### 景観形成によるまちづくり

地域の個性や特色を生かした良好な景観の形成のためには、まちの記憶を読み取り、そこで暮らす人々の思いを反映させる必要があります。さらに、住民、事業者及び行政が理念を共有し、一体となって景観づくりに取り組むことで、自発的で活力ある地域社会を創出することができます。

良好な景観は、一夜にしてできるものではありません。私たちは、先人から受け継いだ景観を市民共通の財産としてとらえ、現在だけでなく、将来の市民もその恵みを受け取ることができるよう保全を図り、また、地域の特色を踏まえた新たな景観の創出に努めなければなりません。



丸子狐塚ホタル水路の清掃

私たちは、人びとの暮らしに根ざした地域景観、上田市らしい景観を大切にしながら、地域住民が共感できる景観形成を行うことを通じて、地域への愛着を育み、地域社会の健全な発展に寄与するまちづくりを行っていく（＝景観まちづくり）という視点を大切にします。

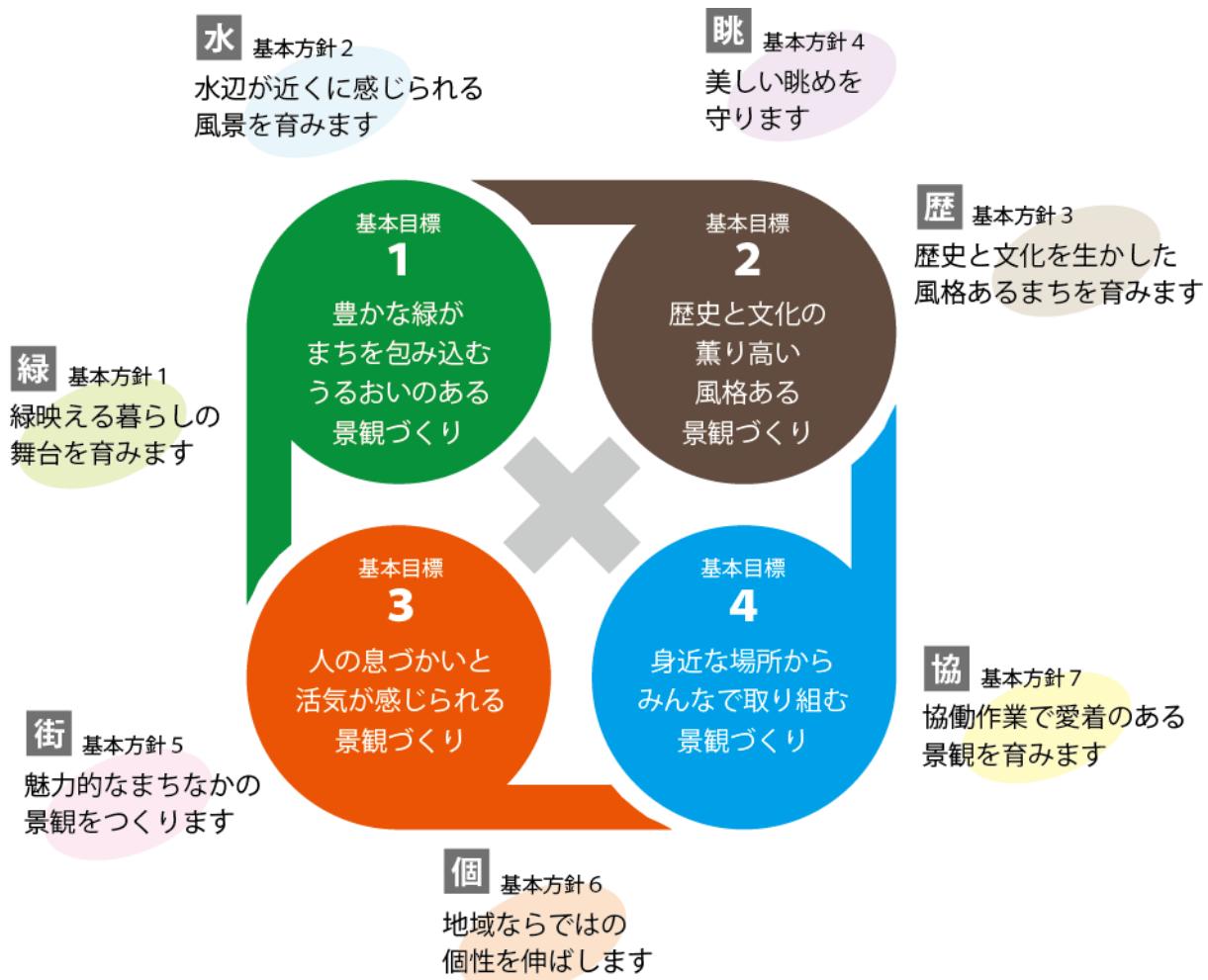
## 4-2 景観まちづくりの将来像

本市は、千曲川をはじめとする清流や、美ヶ原、菅平の二つの高原、個性的な表情を見せる緑豊かな山々などの自然景観や、上田城跡や信濃国分寺、街道筋の歴史的なまちなみ、蚕糸業の遺産や塩田平の文化財など数多くの歴史的景観に恵まれています。また、郊外には田園が広がり、里山や温泉地が点在するなど、豊かな田園風景が保全されています。

私たちは、これらの多彩で豊かな景観を市民共通の財産として守り、育むことを通じて、だれもが誇りと愛着をもつことのできる、美しく風格あるまちをつくります。また、上田の個性や特色を生かした新たな景観の創造を積み重ね、まちにうるおいと安らぎ、活気や交流の彩りを添え、住み心地のよい豊かな生活環境を育みます。私たちは、良好な景観の形成を図り、この地で暮らし、あるいはこの地を訪れる人々が、上田市の文化や風土を感じ取ることのできる、心の風景に残るまちをめざします。

## 4-3 基本目標・基本方針

景観まちづくりの将来像を実現するため、次のように基本目標・基本方針を定めます。



## (1) 基本目標

### 【基本目標1】 豊かな緑がまちを包み込む うるおいのある 景観づくり

美ヶ原と菅平の二つの高原、特徴的な姿を見せる山々、千曲川に代表される清流やのどかな田園風景などの美しい自然環境が上田市の骨格を形作っています。恵まれた自然を身近な生活に取り入れ、花や緑にあふれた住み心地の良いまちをつくっていくことが大切です。

私たちは豊かな自然環境と日常生活を支える都市環境とが共存した「豊かな緑がまちを包み込む景観づくり」をめざします。



### 【基本目標2】 歴史と文化の薫り高い 風格ある 景観づくり

国分寺や塩田平などの古代・中世の文化遺産、真田氏ゆかりの史跡や上田城、城下町や蚕都の面影を残すまちなみなど、歴史と文化を色濃く感じさせる景観が市内の随所に残されています。長い時の流れの中で、先人たちが育み、大切にしてきたこれらの財産は、市民の誇りであり、都市の風格の源泉となっています。

私たちは受け継いだ歴史、文化に磨きをかけて、「風格が感じられる景観づくり」をめざします。



### 【基本目標3】 人の息づかいと 活気が感じられる 景観づくり

上田駅周辺や商店街など多くの人たちが集まる場所では、新たな交流が始まり、活気が生み出されています。地域の個性を生かし、新しい時代の彩りを添え、活動する人々の気配（＝息づかい）が感じられる、歩いて楽しい魅力的なまちをつくります。

私たちは、「人々の生き生きとした息づかいと活気が感じられる景観づくり」をめざします。



### 【基本目標4】 身近な場所から みんなで取り組む 景観づくり

美しい景観は、限られた人や団体だけで形作っていくことはできません。まちの身だしなみは、みんなで整えていきます。市民、事業者、行政が役割を分担し、できるところから、息の長い取り組みをしていくことが大切です。

私たちは、地域に愛着と誇りを感じられるよう、「協働で取り組む景観づくり」をめざします。



## (2) 基本方針

( ) 内は対応する基本目標

### 基本方針1 緑 緑映える暮らしの舞台を育みます（目標1）

四季を通じて美しく彩りを添える山々の姿、田園や里山の風景が、これからも私たちの心のよりどころとなるよう育んでいきます。まちなかに緑が映え、日々の暮らしにうるおいと安らぎを感じられる景観づくりを行います。



### 基本方針2 水 水辺が近くに感じられる風景を育みます（目標1）

千曲川や依田川、神川をはじめとする河川や、田園地帯に点在するため池などの水辺に身近に親しめる景観づくりを行います。用水路やまちなかの河川も、魅力的な親水空間として活用を図ります。



### 基本方針3 歴 歴史と文化を生かした風格あるまちを育みます（目標2）

上田藩の城下町として繁栄したまちの風情や、旧北国街道をはじめとする街道筋のまちなみ、蚕都の遺産など各地に点在する歴史的な資源を受け継ぎ生かすことで、歴史と文化の薫り高い風格の感じられる景観づくりを行います。



### 基本方針4 眺 美しい眺めを守ります（目標1・2）

太郎山や独鉛山、美ヶ原、菅平などの山々や千曲川の雄大な流れは、上田らしい眺望景観を展開しています。こうした景観へのビューポイント（眺望点）となる川沿いや橋のたもと、山頂、峠、まちなかなどからの眺望を保全、活用した景観づくりを行います。



### **基本方針 5 街 魅力的なまちなかの景観を創ります（目標 1・2・3）**

市の玄関口である上田駅周辺や商店街では、人々が行き交い、歩いて楽しい活気あるまちづくりを進めます。ヒューマンスケール（人間の感覚や動きに合った大きさ）の親しみやすいまちなみを大切にしながら、新しい時代の上田らしさを追求します。



### **基本方針 6 個 地域ならではの個性を伸ばします（目標 1・2・3）**

歴史的なまちなみ、蚕室造りなど伝統的な様式を生かした建築物、河川や山並みなど、地域の歴史的、自然的特徴を読み取りながら、その地域の個性を生かした景観づくりを行います。



### **基本方針 7 協 協働作業で愛着のある景観を育みます（目標 4）**

市民、事業者、行政が役割を分担し、協働して景観づくりを行います。子どもから大人まで、だれもが身近な景観づくりに取り組むことで、地域への愛着を育みます。学習会やまち歩きなどを通じて景観まちづくりへの意識や関心を高めます。



4-4 景觀形成方針

本市は、上田地域、丸子地域の中心部に市街地が形成され、その周囲を田園地帯や緑豊かな山々が取り囲んでいます。また、千曲川をはじめとする河川や、鉄道、道路、段丘の緑、旧街道などが景観の軸線を構成し、上田城などの史跡、温泉地、伝統的集落、大規模な公園・緑地などが地域の景観的拠点を形作っています（「第2章 上田市の景観特性」参照）。

これらの景観特性を踏まえ、景観まちづくりの目標・基本方針に基づき、景観類型別（土地利用）、構造別（景観の軸・景観拠点）に、より具体的な景観形成方針を定めます。なお、類型別と構造別の方針が重複する場合は、双方の方針をあわせて適用するものとします。

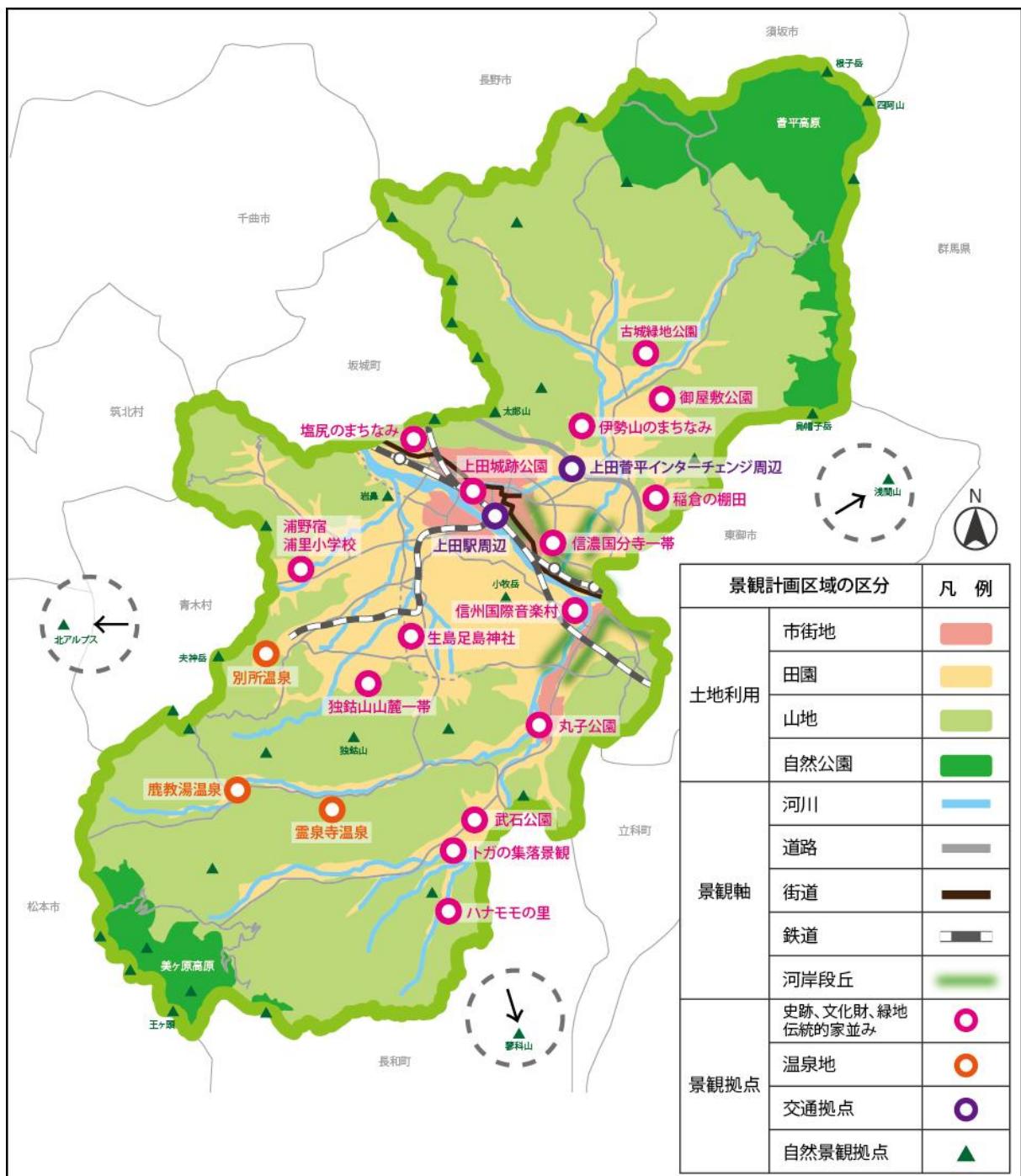
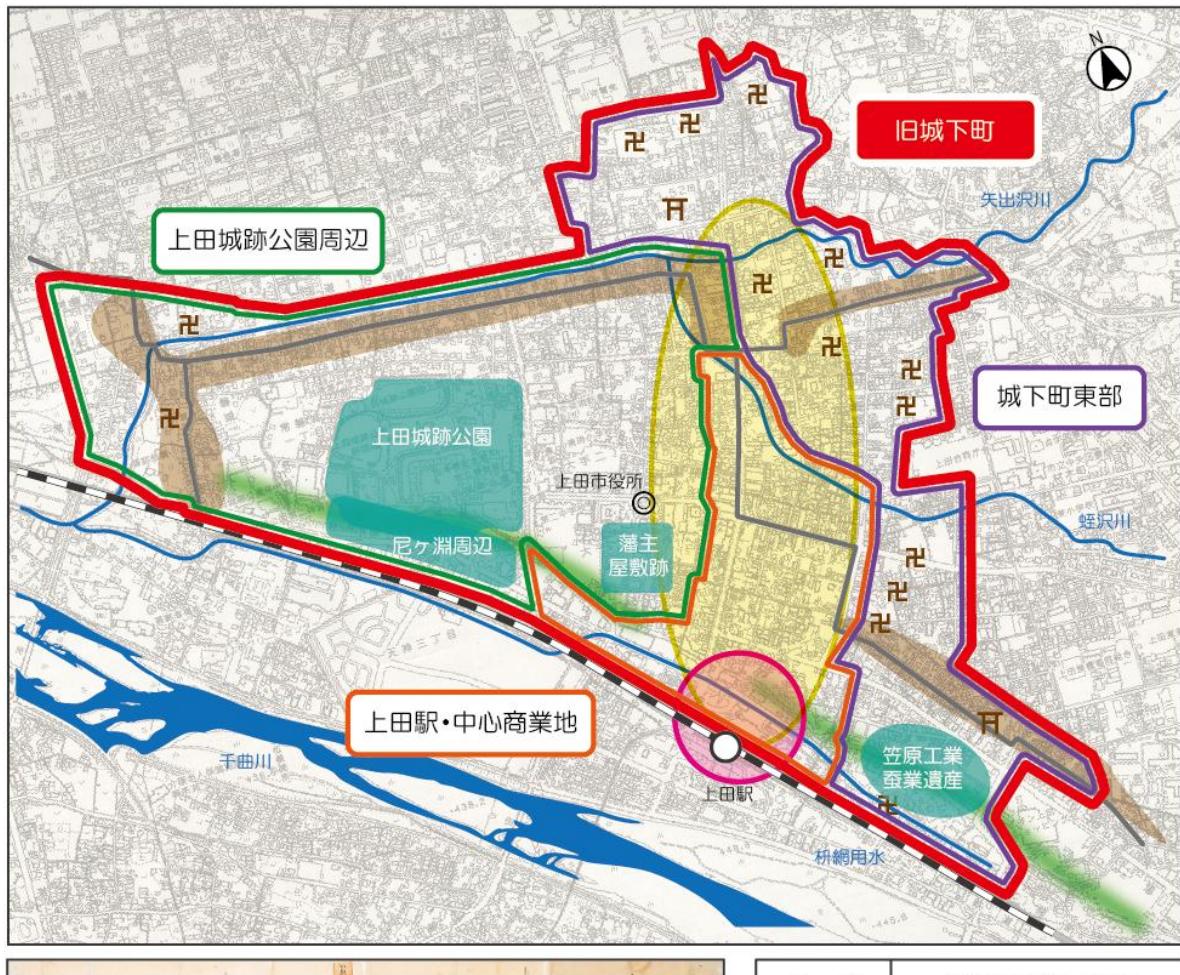


図6 景観の類型・構造図1 上田市全体

## 旧城下町について

土地利用の区分「市街地」のうち、上田駅及び上田城跡公園を中心とする古くからの市街地を「旧城下町」として区分します。

この地域は、上田地域の玄関口であるとともに、上田城の城下町、旧北国街道の宿場町としての歴史的雰囲気を残し、蚕糸業の繁栄を物語る歴史的建築物も各所に点在しています。したがって、そうした景観特性を踏まえ、賑わいや交流を生み出すとともに、歴史的、文化的背景にも配慮した景観形成が求められます。



凡例	景観の類型・構造
■	歴史的まちなみの残る地域
卍	主な寺院・神社
■	歴史的拠点
■	交通拠点
■	中心商業地
—	街道(景観軸)
■	緑・河岸段丘(景観軸)

図7 景観の類型・構造図2 「旧城下町」

## (1) 「土地利用」ごとの景観形成方針（【】内は対応する「基本方針」）

景観形成を図る上で、最も基本的な要素といえるのが土地利用です。土地利用類型の区分に応じて、景観形成方針を定めます。

### ① 市街地【基本方針 緑水歴眺街個協】

#### ア 市街地

- 都市機能が集積する市街地においては、住宅地、商業・業務地、工業地など、土地利用の実情に応じて、建築物や工作物の建て方、形態意匠について適切な景観形成を図るものとします。
- 道路に接する敷地際を中心に、まちなかの緑化を積極的に進め、うるおいと安らぎの空間を創造するものとします。
- 歴史的なまちなみや建築物等、寺社、史跡等の周辺では、これらとの調和を図るものとします。
- 景観上重要な道路においては必要な箇所では無電柱化を進めます。



商業地

#### イ 旧城下町

この地域は、①上田城が身近に感じられ、旧街道の面影を色濃く残す「上田城跡公園周辺」②商業の中心地である「上田駅・中心商業地」③寺社や街道の面影とともに、蚕糸業関連の近代遺産を擁する「城下町東部」に大きく分けられます。この地域では、「ア 市街地」の景観形成方針に加え、以下の方針を設けます。

##### ■城下町がつちかった歴史的風格や落ち着きあるまちなみの維持育成

上田城跡公園や上田藩主屋敷跡、数多くの寺社などの城下町の遺産、旧北国街道などの街道筋、蚕糸業関連や近代洋風建築物などの歴史的資産を大切に保全し、活用することにより、落ち着きと風格のあるまちなみを形成します。新たな景観の形成に当たっては、地域の歴史的背景を読み取りながら創意工夫に努めるものとします。

##### ■上田らしさを踏まえた、賑わい、親しみのある景観の創造

上田駅お城口周辺や中心商業地は、背景となる緑の山並みや河川、城下町や蚕糸業のまちとして繁栄した歴史的背景など、上田の自然、歴史、文化を踏まえながら、賑わいと活気、親しみや楽しさの感じられるまちなみを形成するものとします。

##### ■ヒューマンスケールが醸し出すまちの魅力をのばす

まちなかの道筋の多くが城下町を起源とし、ヒューマンスケール（人間の感覚や動きに合った大きさ）の路地が生活感や界隈性を感じさせる魅力となっています。こうした親しみの持てるまちなみを大切に育んでいくこととします。

##### ■水辺の活用

矢出沢川、蛭沢川、枡綱用水などの水辺を活用し、まちなかにうるおいと安らぎが感じられるよう努めます。

##### ■まちなかの回遊性をのばす

城下町が育んだまちなかの落ち着きのある佇まいを大切にしながら、上田駅、上田城跡公園、商店街、旧街道、寺社などを巡る回遊性を高める工夫をします。

旧城下町（上田城跡公園周辺、上田駅・中心商業地、城下町東部）



上田城跡公園〔上田城跡公園周辺〕



蛭沢川〔上田城跡公園周辺〕



歴史の散歩道〔上田城跡公園周辺〕



市道秋和踏入線〔上田駅・中心商業地〕



海野町交差点〔上田駅・中心商業地〕



蔵を利用した店舗〔上田駅・中心商業地〕



科野大宮社〔城下町東部〕



笠原工業繭倉〔城下町東部〕

## ② 田園【基本方針 緑水歴眺街個協】

- 緑豊かな田園風景の基調となっている農地の保全を図ります。
- 古くからの集落地に見られる蚕室造りなどの伝統的な民家の建築様式や、これらと土塀、石垣などが一体となった歴史的な景観の継承を図ります。
- 新たに建築物や工作物の建築等を行う場合は、周辺環境や田園風景、集落地、背景となる山並みなどとの調和を図り、デザイン、色彩、緑化等に配慮するものとします。
- 河川や用水路、ため池などを、身近な水辺空間として保全し、活用を図ります。
- 用途地域に近接する地域では、市街化により水田や果樹園等で虫食い状の宅地化が進んでいます。こうした場所では、周囲の農地との調和を図るため、宅地とする敷地内の緑化を積極的に進め、質の高い住宅地を形成していくものとします。



宅地化が進む農地



傍陽田園地帯



蚕室造り

## ③ 山地【基本方針 緑水歴眺街個協】

### ア 山地

- 山林などの自然や生態系を維持するとともに、表情豊かで個性的な山並みの景観保全を図ります。
- 棚田等の伝統的な農業景観や林業景観の保全に努めます。
- 新たに建築物や工作物の建築等を行う場合は、建て方や形態意匠、緑化方法等が、周辺環境や山並みなどと調和するよう誘導します。
- 峰や山頂、沿道からの良好な眺望が得られる場所について維持、保全を図ります。



独鉢山と塩田平

### イ 自然公園

※自然公園法による指定地域

- 広大な草原が広がる美ヶ原高原や、ラグビーやスキーなどのスポーツや合宿、観光等で賑わう菅平高原は、周囲を広く見渡せる雄大な眺望や高原特有の緑豊かな自然景観に恵まれています。
- 自然公園法の規定に沿って良好な自然景観を保全します。また、宿舎や施設の整備を行う際には、高原の自然景観に調和した外観とし、地域の自然植生に即した緑化を行うものとします。



美ヶ原

## (2) 「景観軸」における景観形成方針

河川や道路などの構造の連続した連なりは、地域景観の骨格をなす重要な役割を果たします。これらを景観の軸として捉え、景観形成方針を定めます。

### ① 河川【基本方針 緑水歴眺街個協】

- 橋や河川敷、堤防道路等からの周囲の山並みへの良好な眺望景観の保全を図ります。
- 河川に面する建築物の形態やデザインについては、河川と調和した景観形成に配慮するものとします。
- 河川改修が行われる際には、水辺や周囲の環境に配慮した景観形成を行います。
- 住民や事業者、行政が相互に協力して、美化活動を実施します。
- 河川敷を活用した集いの場づくり、景観を楽しみながらサイクリングや散策できる道・並木等の整備、ひと休みできるポケットパーク等の整備を進め、身近な水辺空間としての景観形成を図ります。



矢出沢川

### ② 河岸段丘【基本方針 緑水歴眺街個協】

- 染屋台段丘、上田城尼が淵などの千曲川沿岸の段丘や、神川、依田川沿いなどの段丘地形と段丘林の緑は、身近な緑地として、また、上田市の特徴的な地形として保全、活用を図ります。
- 段丘地形の切り崩しや段丘林の伐採は原則避けるものとします。



北沢の森

### ③ 街道【基本方針 緑水歴眺街個協】

※旧北国街道及び旧城下町内の旧松本街道、旧上州街道に相当する部分

- 街道沿いを上田城跡と並ぶ重要な歴史的資源として位置づけ、沿道の建築物や史跡などを保全、活用、継承していくこととします。
- 現在残されているまちなみは極力保全するものとし、やむを得ず建て替える場合にも、街道の歴史的景観との調和に配慮します。
- 街道やまちなみについて学ぶ機会を設け、歴史的資源を生かした景観まちづくりの機運醸成を図ります。
- 街道沿いのたたずまいを保全、継承していくため、各地域の取組み状況に応じて、住民協定の締結や沿道建築物の形態、意匠、緑化及び屋外広告物などに関するルールの導入を検討します。



旧北国街道 柳町

### ④ 道路【基本方針 緑水歴眺街個協】

※高速自動車国道、一般国道、その他の幹線道路とその沿道の地域

- 幹線道路沿いでは、建築物や屋外広告物等と背景との調和に配慮し、良好な景観の確保を図ります。また、積極的な緑化を行い、うるおいのある沿道景観を誘導します。
- アダプトシステム（道路の里親制度）の推進や、住民との連携により沿道緑化や美化を行い、美しい沿道景観を育成します。
- 道路改良の際には、景観を楽しみながらひと休みできるポケットパーク等の整備を行います。
- サインや案内板についてのガイドライン等を作成し、景観に配慮しつつ見やすい工夫を行います。



主要地方道上田丸子線

### ⑤ 鉄道【基本方針 緑水歴眺街個協】

- 車窓からの景色に配慮した景観形成に努めるものとします。
- 北陸新幹線沿線については、特に眺望や色彩等に配慮します。
- 上田電鉄別所線沿線では、車窓からの眺めとともに、特に塩田平の田園地帯を電車が走るのどかな風景にも配慮した景観形成を行います。



別所線

### (3) 「景観拠点」における景観形成方針

地域のイメージを印象付ける史跡や文化財、空間的まとまりをもつ伝統的家並みや温泉地などは、地域の景観の象徴となる存在であり、景観の拠点といえます。これらの景観を保全し、周囲の景観形成に生かすため、景観形成方針を定めます。

#### ① 史跡、文化財、伝統的家並み、緑地など【基本方針 緑水歴眺街個協】

- 歴史的・文化的景観を残す場所や、大規模公園の周辺一帯などでは、これらの拠点的景観に配慮した景観誘導を行います。
- 伝統的建築物や史跡、樹木など、歴史的・文化的景観資源に近接する場所では、これらと調和した景観形成に配慮するものとします。
- 上田城跡公園周辺では、城の歴史性や桜、櫻等の緑、近隣の歴史的建築物等などのたたずまいに配慮した景観形成を誘導します。特に、尼ヶ淵周辺地区では、新幹線の車窓からみた上田城の櫓の姿や、公園内からの周囲の山並み等への眺望景観に配慮します。
- 国分寺及び信濃国分寺史跡公園、信濃国分寺駅周辺においては、歴史的景観に配慮した建替えや公共施設整備を誘導します。



上田城跡公園

#### ② 温泉地【基本方針 緑水歴眺街個協】

- 別所温泉、鹿教湯温泉、靈泉寺温泉等の温泉地では、温泉街の風情や歴史的・文化的資源、河川や山並みの豊かな緑が一体となった景観形成を推進し、信州の温泉地にふさわしい落ち着きと安らぎが感じられるように努めるものとします。
- 温泉地の風情を引き立てる道路や散策道の整備や無電柱化を行います。



別所温泉

#### ③ 交通拠点【基本方針 緑水歴眺街個協】

- 上田駅周辺は、上田広域圏への観光拠点であり、また、賑わいと交流の核として、都市の歴史的風格や文化的背景を意識した景観誘導を図ります。また、自然環境豊かな信州の都市として、水と緑にあふれたまちのイメージを高めるものとします。
- 上田菅平インターチェンジ周辺等においては、菅平高原や上田城をはじめとする上田広域圏への玄関口として、緑豊かな山並みへの眺望を維持し、屋外広告物の乱立しない沿道景観の形成を図ります。



上田駅 お城口

## 第5章 行為の制限に関する事項 (景観法第8条第2項第2号)

良好な景観の形成のために、景観計画区域内における建築物の建築や工作物の建設、開発行為等の景観に与える影響が大きい一定の行為については、景観法に基づき行為着手の30日前までに届出が必要です。届出のあった行為について、景観計画に定める景観形成基準への適合を審査します。

本景観計画では、景観計画区域をその景観特性に応じて5つの地域に区分し、それぞれの地域の特性に応じた景観形成基準を定めます。

### 5-1 行為の制限に関する地域区分

景観特性に応じて景観計画区域を次の5つの地域に区分します。

- A 市街地：都市計画法に基づき用途地域として定められた地域
- B 旧城下町：市街地のうち、上田駅及び上田城跡公園を中心とする古くからの市街地で、別に定める地域
- C 沿道：高速自動車国道、一般国道、その他の幹線道路の両側30mの地域  
(A及びBに掲げる地域を除く)
- D 田園：国土利用計画法に基づき都市地域及び農業地域として定められた地域  
(A～Cに掲げる地域を除く。)
- E 山地：A～Dに掲げる地域を除く地域

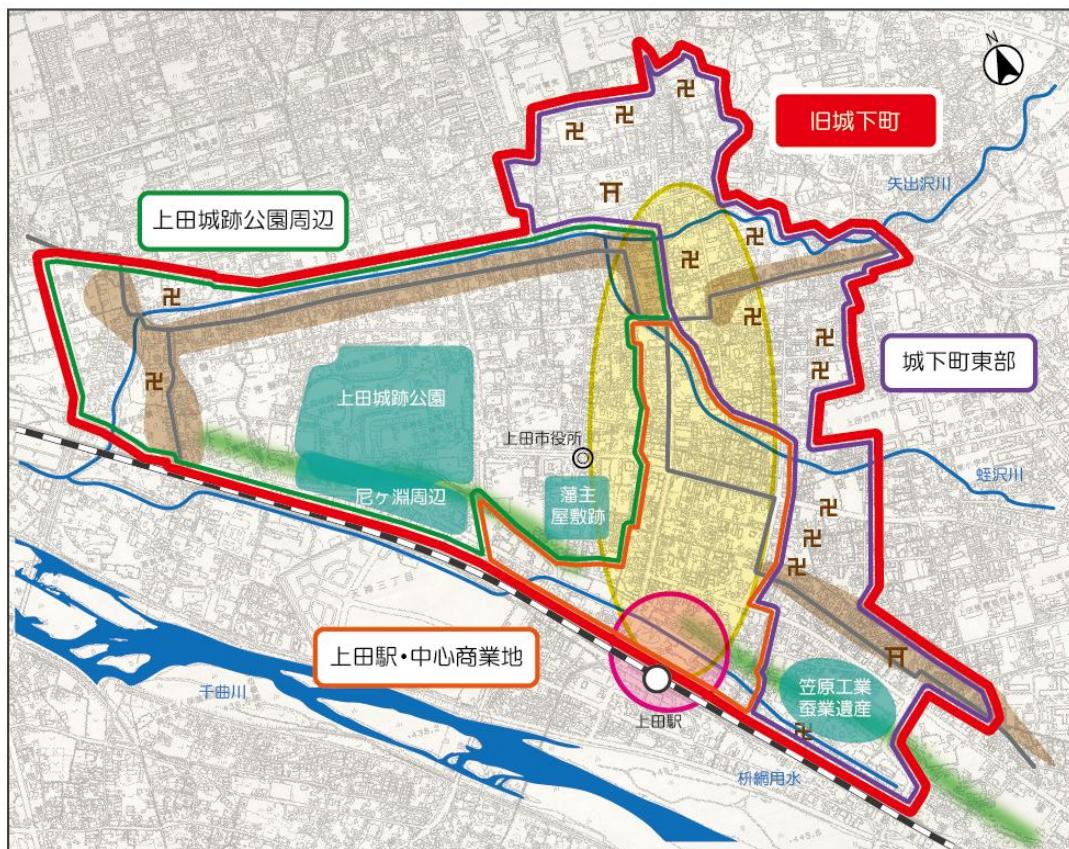


図8 行為の制限に関する地域区分図1 旧城下町

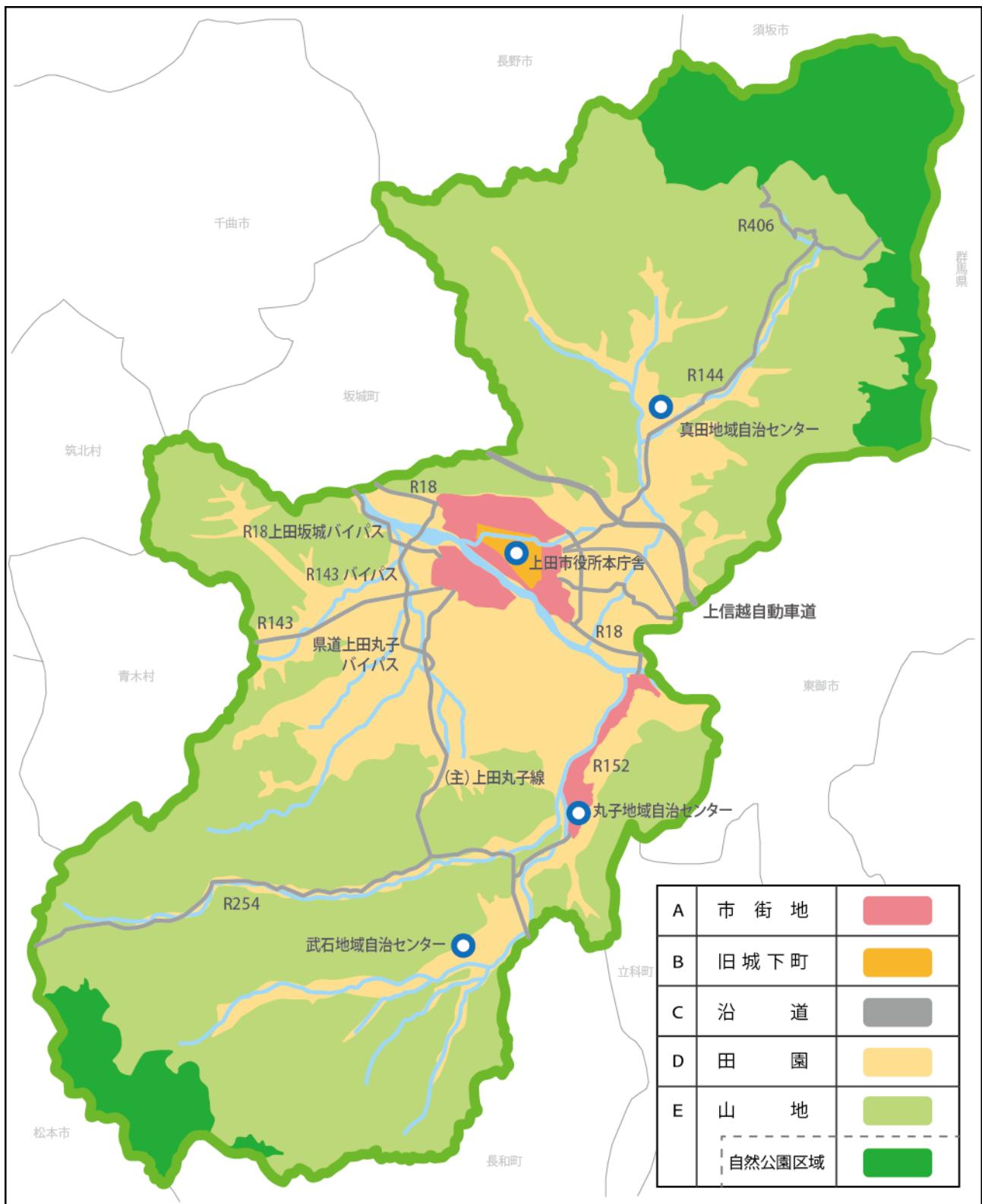


図9 行為の制限に関する地域区分図2 全体図

## 5-2 行為の届出、事前協議

### (1) 届出対象行為

届出をする行為及び行為ごとの届出を要する規模は次に掲げるとおりとします。

また、届出対象行為のうち、一定規模以上の行為を「大規模特定行為」とし、事前協議の手続きを定めます((2) 行為の届出に関する事前協議(大規模特定行為)参照)。

行為の届出、事前協議及び景観形成基準への適合審査等の手続きの流れについては、60ページの別図4を参照してください。

届出対象行為		届出対象規模
建築物の建築等	●新築 ●増築 ●改築 ●移転	高さ10m又は建築面積500m <sup>2</sup> を超えるもの
	●外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更	変更に係る面積が400m <sup>2</sup> を超えるもの
工作物の建設等	擁壁、垣、柵、塀その他これらに類するもの  ●新設 ●増築 ●改築 ●移転 ●外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更	高さ3mかつ長さ30mを超えるもの
		高さ10m又は建築面積500m <sup>2</sup> を超えるもの
	電気供給又は電気通信のための施設	高さ20mを超えるもの
	上記以外の工作物	高さ10mを超えるもの
開発行為 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		面積3,000m <sup>2</sup> 又は生じる法面、擁壁が高さ3mかつ長さ30mを超えるもの 宅地造成については、面積3,000m <sup>2</sup> 又は建築計画戸数10戸又は生じる法面、擁壁が高さ3mかつ長さ30mを超えるもの 屋外駐車場又は駐輪場の設置については、面積1,000m <sup>2</sup> を超えるもの(ただし、旧城下町については面積300m <sup>2</sup> を超えるもの)
木竹の伐採		伐採する面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの (ただし、旧城下町については面積300m <sup>2</sup> を超えるもの)
屋外における物件の堆積		堆積の高さ3m又は面積1,000m <sup>2</sup> を超えるもの
公衆の関心を引く目的で建築物又は工作物の外観に施される形態又は色彩その他の意匠(「特定外観意匠」という)の表示又は掲出(屋外広告物など)		面積25m <sup>2</sup> を超えるもの

\*上記の届出対象行為のうち、景観法第17条第1項の規定に基づき、上田市景観条例第●条で定められた特定届出対象行為は、建築物の建築等及び工作物の建設等に係る行為です。

## (2) 行為の届出に関する事前協議（大規模特定行為）

大規模な建築物や工作物については、周囲の景観に与える影響が相対的に大きく、景観形成基準に適合するために、行為の計画についてより慎重に検討を行う必要があります。このため、「届出対象行為」のうち、次に掲げる行為を「大規模特定行為」とし、上田市景観条例第●条の規定に基づき事前協議の手続きを定めます。

なお、「大規模特定行為」に該当しない規模の行為に関しては、条例に定められた事前協議の手続きを経る必要はありませんが、審査をスムーズに進めるために、行為の届出の前には協議を行うものとします。

### ア 大規模特定行為

- ① 延床面積 3,000 m<sup>2</sup>又は高さ 20mを超える建築物の建築等
- ② 築造面積 1,000 m<sup>2</sup>又は高さ 30mを超える工作物の建設等

### イ 事前協議の時期

- ・行為の届出の 30 日前まで

## 5-3 景観形成基準

届出対象行為に対して、「4-4 景観形成方針」を踏まえ、景観法第8条第4項第2号の規定に基づく制限の基準として、景観形成基準を次の表のとおり定めます。なお、以下の点に留意するものとします。

- ・該当する行為については、景観形成方針にも留意するとともに、行為の場所が、「景観軸」（河川、河岸段丘、街道、道路、鉄道）や、「景観拠点」（史跡・文化財・伝統的家並み・緑地、温泉地、交通拠点）に該当する場合は、それぞれの景観形成方針にも留意するものとします。
- ・「旧城下町」については、当該地域の基準及び「市街地」の基準への適合を要します。
- ・山地のうち自然公園区域については、自然公園法の基準によるものとします。
- ・届出対象行為のうち、特定外観意匠に関する事項については、ここで示された基準の他、長野県屋外広告物条例の規定によるものとします。
- ・表中の緑色網掛けの行為は、景観法第17条第1項の規定に基づき、上田市景観条例第●条に定められた特定届出対象行為に係る景観形成基準の事項を示すものです。
- ・景観形成重点地区を指定した場合は、ここに示された基準とは別に届出対象行為及び景観形成基準を定めます。

## ●基本的な考え方

地域区分		基本的な考え方
市街地	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 緑化を推進し、緑豊かで潤いのあるまちなみを形成する。</li> <li>② 「景観まちづくり」を推進するため、地域の景観や環境には十分配慮する。</li> </ul>
	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ゆとりと安らぎのある住空間を確保する。</li> <li>② 落ち着きの感じられる整然としたまちなみを形成する。</li> </ul>
	商業業務地	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 美しく調和の取れた連続性のあるまちなみを形成する。</li> <li>② 回遊性の高い歩行者空間や、人々の憩いや出会いの場となるオープンスペースを確保し、昼夜ともに魅力のあるまちなみを形成する。</li> </ul>
	工業地	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 建築物や工作物等の突出感や圧迫感、繁雑さを軽減するなど、周囲の景観と不調和にならない印象を与える工夫をする。</li> </ul>
	旧城下町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 上田市の玄関口として、また上田市の中心として、歴史、自然、風土、市民生活が調和した品格ある景観形成を行う。</li> <li>② 城下町及び蚕都としての歴史性を尊重した景観形成を行うとともに、現存する歴史的資産やまちなみは保全活用し、また、通りや界隈ごとのまちなみの連続性を形成するように努める。</li> <li>③ 商業・業務の中心地として、また、多くの市民や来街者が集まる地域として、賑わいを醸し出す景観形成を行う。</li> <li>④ 緑や水に親しめる空間を増やすとともに、来街者が快適に回遊できるような歩行者空間を確保する。</li> </ul>
沿道		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 道路空間を豊かにするため、前面空地を確保し緑化を行うなど、個性的で緑豊かな沿道景観の形成を行う。</li> <li>② 圧迫感や単調さ、けばけばしい印象を与えないよう注意する。</li> <li>③ 道路から展望できる眺望景観を妨げないように配慮する。</li> <li>④ 「景観まちづくり」を推進するため、地域の景観や環境には十分配慮する。</li> </ul>
田園		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 緑豊かな広がりや、農産地としての雰囲気のある田園景観と調和させる。また、眺望景観を妨げないように配慮する。</li> <li>② 古くからの集落の雰囲気を感じさせる工夫をするなど、周辺の家並みと調和させる。</li> <li>③ 河川やため池等の水辺を有効に活用する。</li> <li>④ 大規模な施設では、ゆとりや潤いのあるオープンスペースを設けたり、突出感や圧迫感、単調さの軽減に努めるなど、周辺の田園に違和感を与えない工夫をする。</li> <li>⑤ 「景観まちづくり」を推進するため、地域の景観や環境には十分配慮する。</li> </ul>
山地		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 緑豊かな自然との調和や、スカイライン（山の稜線）の形成に努める。</li> <li>② 眺望景観を保全する。</li> <li>③ 河川やため池等の水辺を有効に活用する。</li> <li>④ 「景観まちづくり」を推進するため、地域の景観や環境には十分配慮する。</li> </ul>

## ●全地域共通

届出対象行為・項目		景観形成基準
建築物及び工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 敷地内や周辺に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせるように配置すること。</li> <li>○ 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないよう配置すること。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路等の公共空間からなるべく後退し、目立たない位置とすること。</li> <li>○ 眺望が優れた場所での設置はなるべく避けること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模とすること。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物の高さの最高限度は、別表1-1、1-2に示すとおりとする。</li> </ul>
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周辺の基調となる景観に配慮した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模な壁面や屋根は、細分化する、アクセント(強調・変化)をつける等、単調さや圧迫感を与えないようにデザインを工夫すること。</li> <li>○ 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合は、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺と調和させること。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鋼管柱タイプを基本とする。なお、施設の機能及び地形上の制約等によりこれによりがたい場合を除く。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車庫や物置、倉庫等の付属物は、圧迫感を生じないようにし、建築物と一体的なデザインとするなど雑然としないように努めること。</li> <li>○ 屋外設備、屋上設備は、建築物と一体的なデザインの壁や格子状のもので覆う等、目立たないように工夫すること。</li> <li>○ 非常階段、パイプ等の付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体と調和させること。</li> <li>○ ごみ集積所は、道路から意識されないような構造とするように努めること。</li> <li>○ 工場施設においては、エントランス(玄関・入口)空間を積極的に修景する等、地域のイメージアップに貢献する施設とすること。</li> </ul>
	色彩・色数	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物の外壁及び屋根の色彩は、色調(色彩の強弱・濃淡の調子)及び色味(色の種類)を整えることにより、隣接する建築物どうしが調和するよう工夫を行うこと。</li> <li>○ 建築物及び工作物の色彩基準は、別表2に示すとおりとする。ただし、各立面の面積の1/10以下で使用するアクセントカラー、着色していない素材の色、地域の伝統的様式を継承するために使用する色彩についてはこの限りではない。</li> <li>○ 別表3に記載する推奨色(伝統的に用いられてきた色彩)の使用に努めること。その場合にも、面積や立面の意匠等に合わせて工夫を行うこと。</li> <li>○ 使用する色数を少なくするよう努めること。</li> <li>○ 複数の色を使用する場合には、類似した色調・色相、明度、彩度の色で全体をまとめるなど、けばけばしくない配色とすること。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路等の公共空間から見た際、背景の景観と調和するように、立地する場所により使用する色を工夫すること。</li> </ul>
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自然素材を活用するとともに、耐久性、季節や気候の変化に強い素材を使用すること。</li> <li>○ 伝統的に使用されてきた素材など地域の景観を特徴づける素材や、伝統的な工法を積極的に採り入れること。</li> </ul>

届出対象行為・項目		景観形成基準
建築物及び工作物	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 敷地境界は積極的に緑化を行い、特にフェンスや塀はできるだけ低くして植栽を取り入れるなど、道路等の公共空間や周囲の緑との連続性に配慮する。</li> </ul>
	既存樹木等の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存の樹木、生け垣、屋敷林等は保全、活用するように努めること。</li> </ul>
	緑化による圧迫感の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模な建築物等にあっては、中高木を植えるなど周囲の緑化を充実させ、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</li> </ul>
	駐車場等の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 駐車場、駐輪場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</li> </ul>
	水辺の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 河川等の水辺がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観形成に配慮すること。</li> </ul>
開発行為・土地の形質の変更	法面・擁壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模な法面、擁壁ができるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。</li> </ul>
	擁壁の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</li> </ul>
	樹林、水辺の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 良好的な樹林、樹木、河川及び水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。</li> </ul>
土石の採取・鉱物の掘採	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周辺から目立ちにくくように採取・掘採の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</li> </ul>
	事後の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 採取・掘採後は、周辺景観と調和した緑化等により修景すること。</li> </ul>
木竹の伐採	既存樹林等の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存の樹木、生け垣、屋敷林等はできる限り保全、活用し、伐採は必要最小限とすること。</li> </ul>
	事後の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ やむを得ず伐採する場合は、地域の植生に配慮し、周辺の樹林等、周辺の景観と調和する樹種を多く植栽すること。</li> </ul>
屋外における物件の堆積	高さ、積み上げ方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 物品の積み上げにあたっては、高さをできるだけ低くするとともに整然と積み上げること。</li> </ul>
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周辺から見えにくくなるように植栽の実施、木塀の設置等により遮へいに努めること。</li> </ul>
特定外観意匠の表示又は掲出	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路等からできるだけ後退させ、必要最小限の数にすること。</li> <li>○ 河川等の水辺や山並みなど、良好な眺望を阻害しないように努めること。</li> </ul>
	意匠及び規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基調となる周辺景観に調和する意匠・形態で、必要最小限の規模とし、広告物自体が美しく感じられるデザインとする。</li> </ul>
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周辺景観と調和し、耐久性、耐候性に優れ、退色・はく離の生じにくいものとする。</li> </ul>
屋外駐車場・駐輪場の設置		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 駐車場や駐輪場を設置する場合は、植栽や門柵で囲む等、道路から直接見えないように工夫し、まちなみの連続性を遮断しないようにすること。</li> </ul>

## ●市街地

届出対象行為・項目			景観形成基準
建築物及び工作物	配置	道路からの位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周辺と壁面線を調和させるとともに、極力道路から後退し、開放感のある歩行者空間の確保に努めること。</li> <li>○ 周辺から壁面線を大きく後退させる場合は、門や塀、植栽等の設置により、まちなみの連続性を途切れさせない工夫を行うこと。</li> </ul>
		隣接地からの位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 来街者の憩いのための小広場として、隣接地と相互に協力してゆとりあるまとまった空間を確保するよう努めること。</li> </ul>
		敷地内配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オープンスペースの確保に努めること。</li> <li>○ 千曲川堤防沿いで、中高層の規模となる場合は、堤防沿いから後退し、圧迫感等を生じないよう努めるとともに、千曲川沿岸の眺望に配慮すること。</li> </ul>
	規模	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周囲のまちなみとしての連続性に配慮するとともに、圧迫感を生じないように努めること。</li> </ul>
	形態・意匠	形態・意匠の調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周辺の建築物等の形態との調和に努めること。</li> </ul>
		デザイン・屋根の勾配	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美やランドマークの形成に努めること。</li> </ul>
		伝統的様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 蚕室造りなど周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。</li> </ul>
		付帯施設、屋上設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 門、塀等は周辺のまちなみと調和させるとともに、建築物と一体的なデザインとするように努めること。</li> <li>○ 商業施設においては、ショーウィンドウ(飾り窓・陳列窓)や壁面ギャラリー(展示場・画廊)を設ける等、賑わい空間の創出に努めること。</li> <li>○ 商店街においては、シャッターにデザインを施すなど、休日や閉店後の賑わいにも配慮すること。</li> </ul>
	色彩・色数		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周囲の建築物等や遠望する山並みから突出した色の使用を避け、周辺のまちなみと調和した色調とすること。</li> </ul>
	材料		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。</li> </ul>
特定外観意匠の表示又は掲出	樹種	樹種	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 使用する樹種は地域の気候や風土にあったものや四季の変化を演出できるものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑との連続性に配慮すること。</li> <li>○ 建築物の出入口付近や道路の角地等においてはシンボルツリー(象徴的な樹木)を設置するなどの工夫を施すこと。</li> </ul>
		緑化率	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物の建築にあたっては、敷地面積の3%以上を緑化するように努めること。</li> </ul>
	材料	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。</li> </ul>
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周囲の建築物等や遠望する山並みから突出した色の使用を避け、周辺のまちなみと調和した色調とすること。</li> <li>○ 使用する色数をできるだけ少なくするように努め、色彩相互の調和に十分配慮する。</li> <li>○ 光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>

## ●市街地(旧城下町)

※「旧城下町」は、「市街地」の基準に加えて、下記の基準への適合が必要です。

届出対象行為・項目			景観形成基準		
建築物及び工作物	配置	道路からの位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通りごとの壁面線に調和させるとともに、極力道路から後退し、開放感のある歩行者空間の確保に努めること。</li> <li>○ 周辺から壁面線を大きく後退させる場合は、門や塀、植栽等の設置により、まちなみの連続性を途切れさせない工夫を行うこと。</li> </ul>		
		隣接地からの位置			
	敷地内配置				
規模	高さ		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 城下町の歴史的風情を阻害しない高さとなるよう配慮すること。</li> <li>○ 上田城跡公園周辺の眺望に配慮すること。</li> </ul>		
形態・意匠	形態・意匠の調和		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の歴史性を意識した形態とともに、通りごとのまちなみのまとまりに配慮した形態とすること。</li> </ul>		
	デザイン・屋根の勾配		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中高層建築物においても、低層建築物の屋根の連続性に配慮したデザインを施すなど、周囲のまちなみとの調和に努めること。</li> </ul>		
	伝統的様式		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 城下町や街道筋、蚕糸業等の面影を残す伝統的な様式を持つ建築物がある場所では、その様式を継承し又は取り入れた意匠とすること。</li> </ul>		
	付帯施設、屋上設備等		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歴史的資源や歴史的まちなみのある場所で自動販売機等を設置する場合は、背後の建築物等やまちなみの色彩と合わせる、格子や木柵で覆うなどの工夫をすること。</li> </ul>		
色彩・色数			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周辺の通りや界隈から突出した色の使用を避け、城下町や蚕都の風情を感じさせる落ち着いた色調とすること。</li> </ul>		
材料			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歴史的資源の周囲や歴史的まちなみの残る場所においては、反射光のある素材は使用しないこと。</li> </ul>		
敷地の緑化	樹種				
	緑化率				
特定外観意匠の表示又は掲出	材料		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歴史的資源の周囲や歴史的まちなみの残る場所においては、反射光のある素材は使用しないこと。</li> </ul>		
	色彩		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周辺の通りや界隈から突出した色の使用を避け、城下町や蚕都の風情を感じさせる落ち着いた色調とすること。</li> </ul>		

## ●沿道

届出対象行為・項目			景観形成基準		
建築物及び工作物	配置	道路からの位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路から余裕をもって(5 メートル以上)後退し、ゆとりある空間を確保するよう努めること。</li> </ul>		
		隣接地からの位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 隣接する敷地境界からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保すること。</li> </ul>		
		敷地内配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 眺望を妨げない工夫をし、オープンスペースの確保に努めること。</li> <li>○ 千曲川堤防沿いで、中高層の規模となる場合は、堤防沿いから後退し、圧迫感等を生じないよう努めるとともに、千曲川沿岸の眺望に配慮すること。</li> </ul>		
規模	高さ		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 背景の山並み及び周辺の建築物等の高さとの調和に努めるとともに、中高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じないように努めること。</li> </ul>		
形態・意匠	形態・意匠の調和		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遠望する山並みや周辺の建築物等の形態との調和に努めること。</li> </ul>		
	デザイン・屋根の勾配		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して質の高いものとなるように努めること。</li> </ul>		
	伝統的様式		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 蚕室造りなど周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。</li> </ul>		
	付帯施設、屋上設備等		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 門、塀等は周辺のまちなみと調和させるとともに、建築物と一体的なデザインとすること。</li> <li>○ 商業施設においては、ショーウィンドウ(飾り窓・陳列窓)や壁面ギャラリー(展示場・画廊)を設ける等、賑わい空間の創出に努めること。</li> <li>○ 商店街においては、シャッターにデザインを施すなど、休日や閉店後の賑わいにも配慮すること。</li> </ul>		
色彩・色数			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遠望する山並みや周囲の建築物等から突出した色の使用を避け、周辺の沿道景観に調和した色調とすること。</li> </ul>		
材料			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。</li> </ul>		
敷地の緑化	樹種		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 使用する樹種は地域の気候や風土にあったものや四季の変化を演出できるものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑との連続性に配慮すること。</li> <li>○ 建築物の出入口付近や道路の角地等においてはシンボルツリー(象徴的な樹木)を設置するなどの工夫を施すこと。</li> </ul>		
	緑化率		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「田園」及び「山地」内の沿道では、個人住宅・共同住宅の建築にあたっては、敷地面積の 3%以上を、また、工場・店舗等の個人住宅・共同住宅以外の建築物の建築にあたっては、敷地面積の 6%以上を緑化するように努めること。</li> </ul>		
特定外観意匠の表示又は掲出	材料		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。</li> </ul>		
	色彩		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遠望する山並みや周囲の建築物等から突出した色の使用を避け、周辺の沿道景観に調和した色調とすること。</li> <li>○ 使用する色数を少なくするよう努める。</li> <li>○ 光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>		

## ●田園

届出対象行為・項目			景観形成基準
建築物及び工作物	配置	道路からの位置	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。</li> </ul>
		隣接地からの位置	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 隣接する建築物等との間に十分にゆとりを保ち、ひろがりのある空間を確保すること。</li> </ul>
		敷地内配置	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 眺望を妨げない工夫をし、オープンスペースの確保に努めること。</li> <li><input type="radio"/> 千曲川堤防沿いで、中高層の規模となる場合は、堤防沿いから後退し、圧迫感等を生じないよう努めるとともに、千曲川沿岸の眺望に配慮すること。</li> </ul>
規模	高さ		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 個々の建築物等の高さは極力おさえ、周辺の田園景観や背景の山並みとの調和に努めること。</li> </ul>
形態・意匠	形態・意匠の調和		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 遠望する山並みや周辺の田園景観と調和する形態とすること。</li> </ul>
	デザイン・屋根の勾配		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 屋根は原則として勾配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、勾配は背景の山並み、周辺の建築物との調和に努めること。</li> </ul>
	伝統的様式		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 蚕室造りなど周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とすること。</li> </ul>
	付帯施設、屋上設備等		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 門、塀等は周辺のまちなみと調和させるとともに、建築物と一体的なデザインとすること。</li> </ul>
色彩・色数		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 遠望する山並みや周辺の田園景観から突出した色の使用は避け、田園や集落の景観に調和した色調とすること。</li> </ul>	
材料		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。</li> </ul>	
敷地の緑化	樹種		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 使用する樹種は地域の気候や風土にあったものとし、周囲の樹林等、周辺の景観や環境と調和するものとすること。</li> </ul>
	緑化率		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 個人住宅・共同住宅の建築にあたっては、敷地面積の 3%以上を緑化すること。</li> <li><input type="radio"/> 工場・店舗等、個人住宅・共同住宅以外の建築物の建築にあたっては、敷地面積の 6%以上を緑化すること。</li> </ul>
特定外観意匠の表示又は掲出	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 遠望する山並みや周辺の田園景観から突出した色の使用は避け、田園や集落の景観に調和した色調とすること。</li> <li><input type="radio"/> 使用する色数を少なくするよう努める。</li> <li><input type="radio"/> 光源で動きのあるものは、原則として設置しない。</li> </ul>	

## ●山地

届出対象行為・項目			景観形成基準
建築物及び工作物	配置	道路からの位置	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 道路から十分(10 メートル以上)後退し、道路側に既存林を残せるように努めること。</li> </ul>
		隣接地からの位置	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 隣接する建築物等との間に十分にゆとりを保ち、ひろがりのある空間を確保すること。</li> </ul>
	敷地内配置		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 自然の地形を生かし、できるだけ改変を避けるとともに、自然景観の眺望に配慮し、山並み等の稜線を損わない工夫をすること。</li> </ul>
規模	高さ		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 原則として周囲の樹木の高さ以下にとどめるよう努め、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するように形態等に配慮すること。</li> </ul>
形態・意匠	形態・意匠の調和		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> スカイラインを形成する周辺の山並みと調和する形態とすること。</li> </ul>
	デザイン・屋根の勾配		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 屋根は原則として勾配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、勾配は周辺の山並みとの調和に努めること。</li> </ul>
	伝統的様式		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 蚤室造りなど周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。</li> </ul>
	付帯施設、屋上設備等		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 門、塀等は、建築物と一体的なデザインとするように努めること。</li> </ul>
色彩・色数			<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 周辺の樹木や山並みから突出した色の使用は避け、自然景観と調和した色調とすること。</li> </ul>
材料			<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。</li> </ul>
敷地の緑化	樹種		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 使用する樹種は地域の気候や風土にあったものとし、周囲の樹林等、周辺の景観や環境と調和するものとすること。</li> </ul>
	緑化率		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 個人住宅・共同住宅の建築にあたっては、敷地面積の 3%以上を緑化するように努めること。</li> <li><input type="radio"/> 工場・店舗等、個人住宅・共同住宅以外の建築物の建築にあたっては、敷地面積の 6%以上を緑化するように努めること。</li> </ul>
特定外観意匠の表示又は掲出	材料		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。</li> </ul>
	色彩		<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 周辺の樹木や山並みから突出した色の使用は避け、自然景観と調和した色調とすること。</li> <li><input type="radio"/> 使用する色数を少なくするよう努める。</li> <li><input type="radio"/> 光源で動きのあるものは、原則として設置しない。</li> </ul>

**別表 1－1 建築物の高さの最高限度の基準**

地 域 区 分		高さの最高限度
景観計画の地域区分	都市計画法の用途地域	
市街地・旧城下町	商業地域（特別業務地区は除く）	3 1 m ※緩和規定あり
	近隣商業地域	2 5 m
	商業地域（特別業務地区）	2 0 m ※緩和規定あり
	準工業地域（「尼ヶ淵地区」は除く）	
	工業地域	2 0 m ※緩和規定あり
	工業専用地域	
	第一種中高層住居専用地域	
	第二種中高層住居専用地域	
	第一種住居地域	2 0 m
	第二種住居地域	
	準住居地域	
沿道・田園・山地	準工業地域のうち「尼ヶ淵地区」 (別図3参照)	1 2 m
	用途無指定地域 (別所温泉、鹿教湯温泉、靈泉寺温泉の容積率が300%の区域)	2 5 m ※緩和規定あり
	用途無指定地域 (容積率が200%の区域)	2 0 m ※緩和規定あり
	都市計画区域外	2 0 m ※緩和規定あり

注1 緩和規定については別表1－2参照

注2 緩和規定のほかに、高さ制限が適用除外となる場合もあるので、詳細は別表1－2参照

注3 他の法令等により基準が定められている場合は、この表の限りではない。

**別表 1－2 高さ制限の緩和と適用除外について**

(1) 建築物の高さ制限の緩和

以下の地域については、定められた条件を満たす場合に限り、指定された高さまで、建築物の高さの最高限度を緩和できます。

地域区分		高さの最高限度		基準適用緩和の条件					
地域区分	都市計画法の用途地域	緩和前	緩和後	施設用途	敷地規模	前面道路	外壁後退	緑化	
市街地 ・ 旧城下町	商業地域 (ただし、防火地域(容積率500%)に限る。)	31m	40m	—	1,000 m <sup>2</sup> 以上	8.0m 以上	2.0m 以上	6% 以上	
	商業地域 (特別業務地区)	20m	31m	卸売施設	—	—	—	—	
	準工業地域(※) 工業地域 工業専用地域	20m	25m	—	2,000 m <sup>2</sup> 以上	8.0m 以上	2.0m 以上	6% 以上	
沿道 ・ 田園 ・ 山地	用途無指定地域 (別所温泉、鹿教湯温泉、靈泉寺温泉の容積率が300%の地域)	25m	31m	宿泊施設	2,000 m <sup>2</sup> 以上	—	—	6% 以上	
	用途無指定地域 (容積率が200%の地域)	20m	25m	工場・農業施設	2,000 m <sup>2</sup> 以上	8.0m 以上	2.0m 以上	9% 以上	
	都市計画区域外	20m	25m	工場・農業施設	2,000 m <sup>2</sup> 以上	8.0m 以上	2.0m 以上	9% 以上	

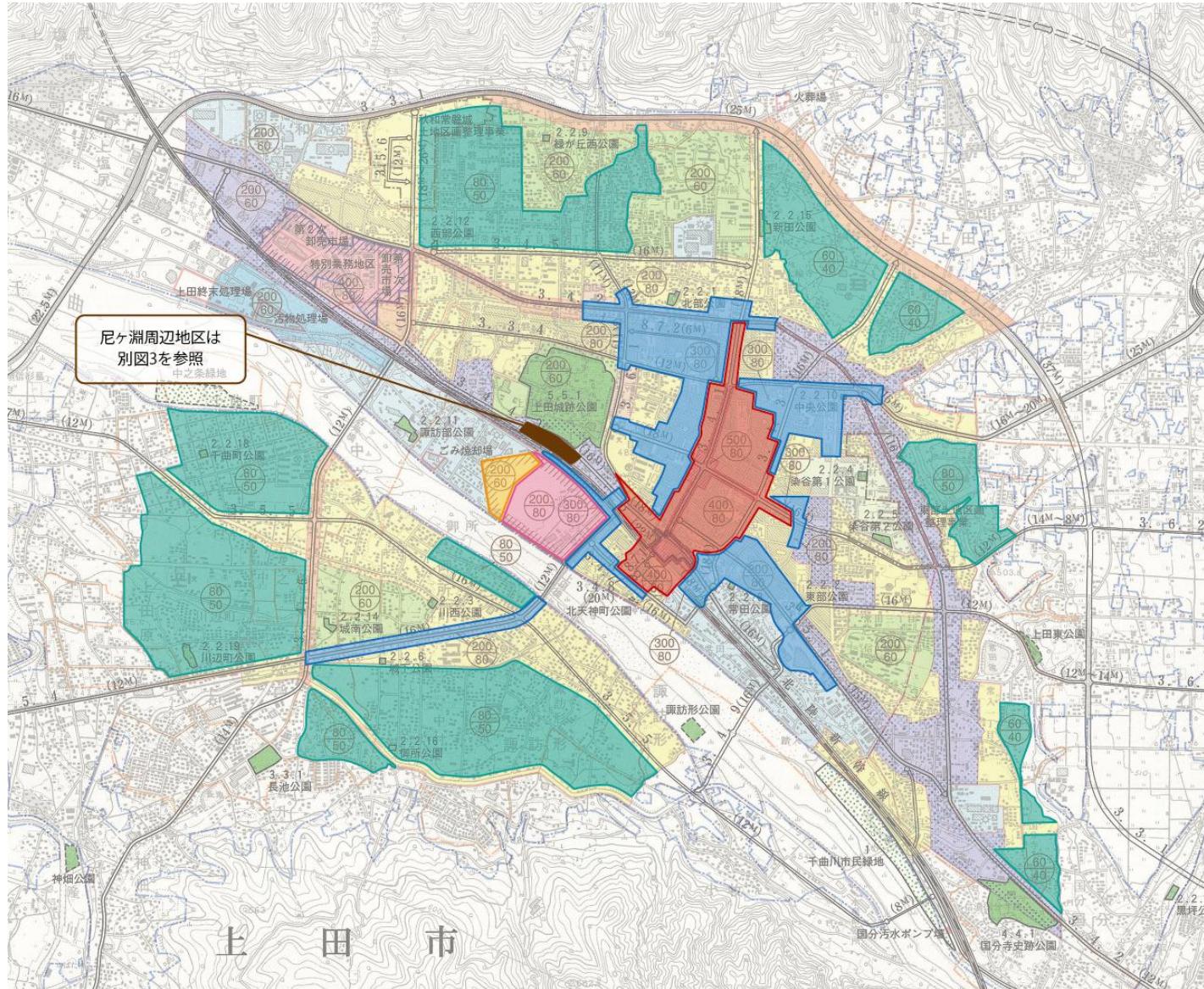
※準工業地域のうち、「尼ヶ淵地区」は除く

(2) 建築物の高さ制限の適用除外

以下の建築物については、市長が景観審議会の意見を聴いた上で、高さ制限の適用除外を認める場合があります。

- ア 公益上必要な建築物（学校、病院等）
- イ 既存建築物の建替え（本計画施行時に既に高さの基準を超えて立地する建築物で、現在の高さを超えない範囲での建築物の建替え（用途変更しない場合に限る））
- ウ 伝統的建築物（神社、寺院等の伝統的様式に基づく建築物）

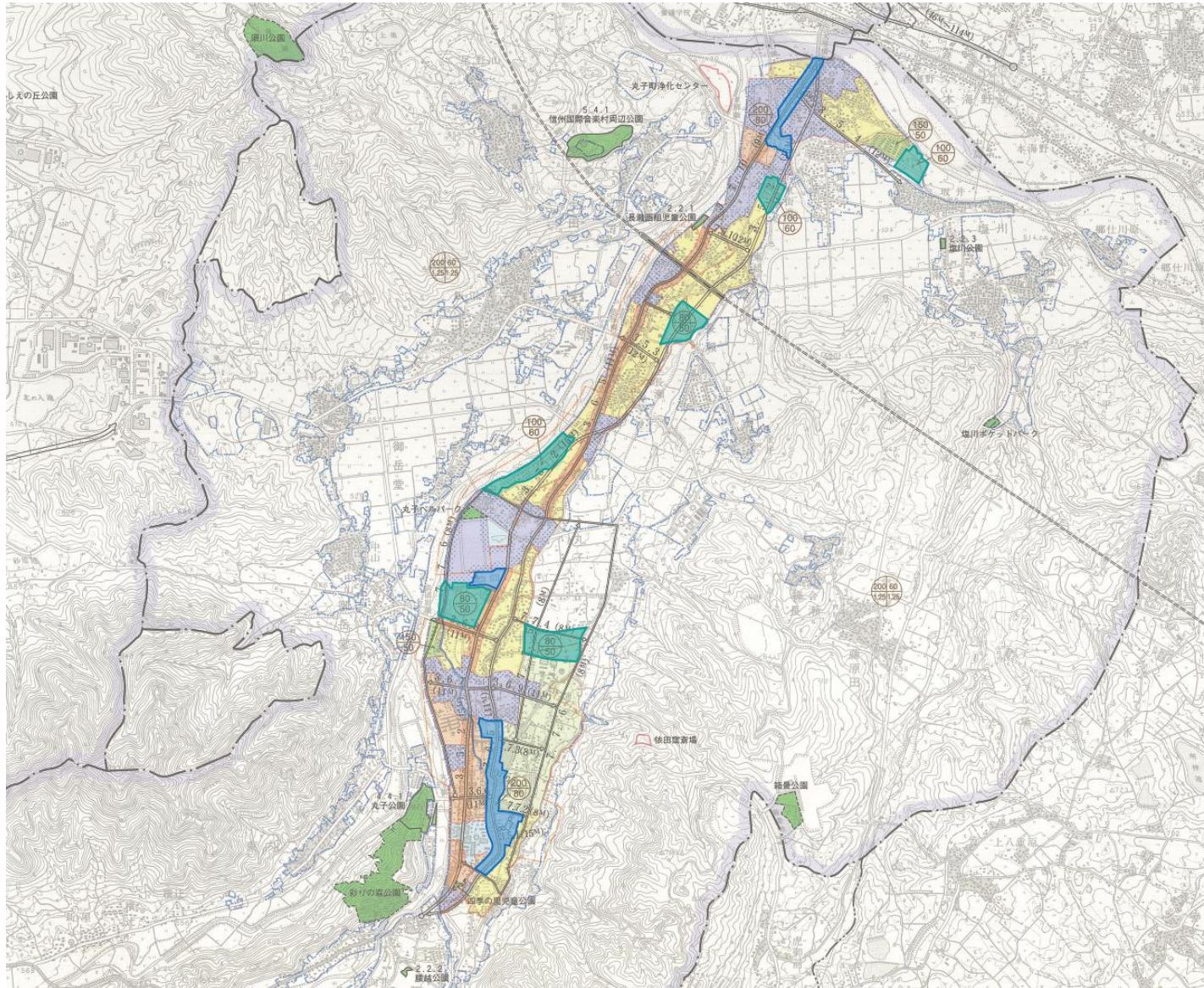
別図1 建築物の高さ制限図 上田市街地周辺



高さ制限区分	
	31m
	25m
	25m (地区計画)
	12m (地区計画)
	10m (第一種低層住居専用地域)
	20m (上記以外の地域)

※上記以外の薄色は、用途地域を示しています。

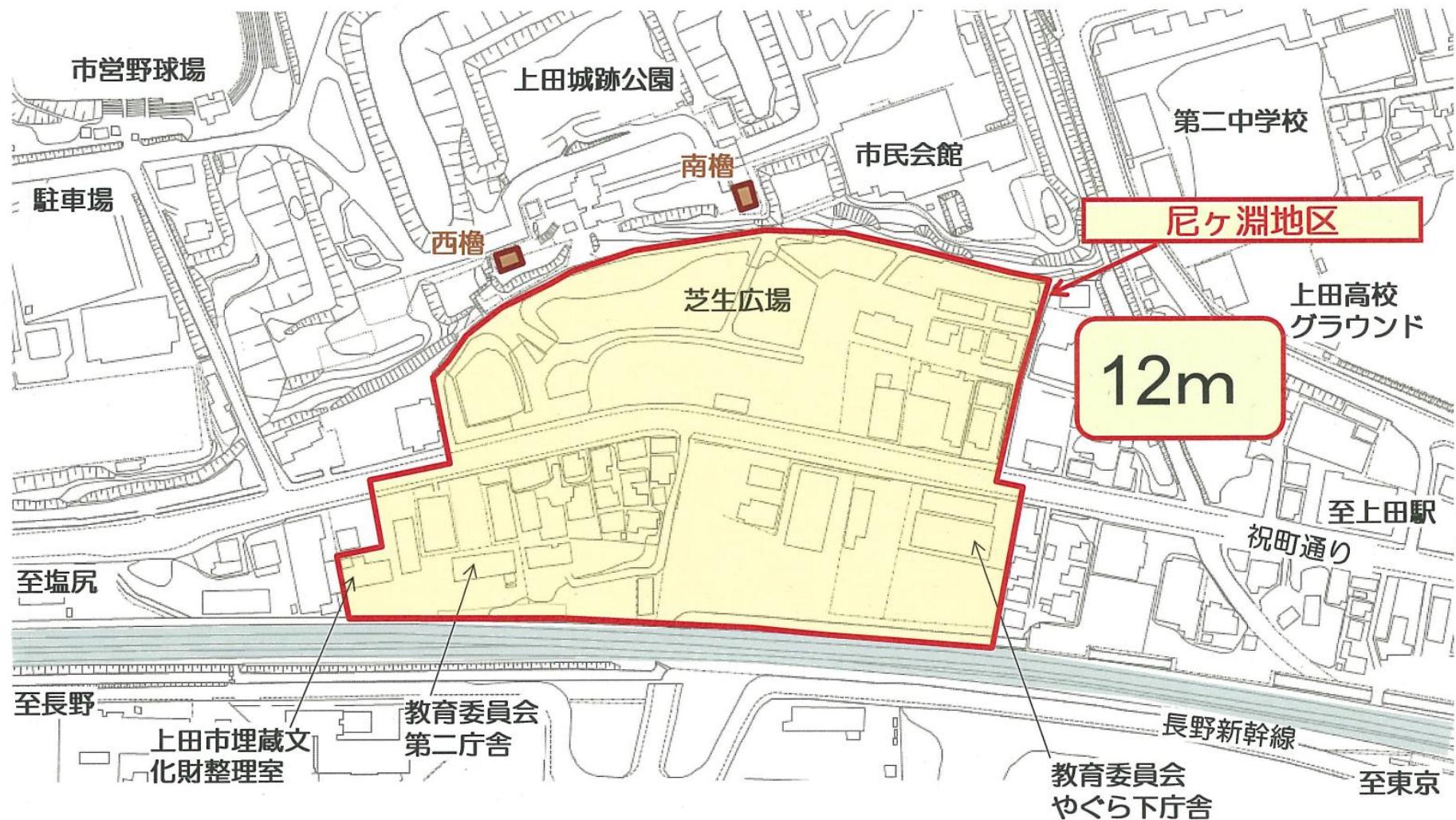
別図2 建築物の高さ制限図 丸子市街地周辺



高さ制限区分	
	25m
	10m (第一種低層住居専用地域)
	20m (上記以外の地域)

※上記以外の薄色は、用途地域を示しています。

別図3 建築物の高さ制限図 尼ヶ淵地区



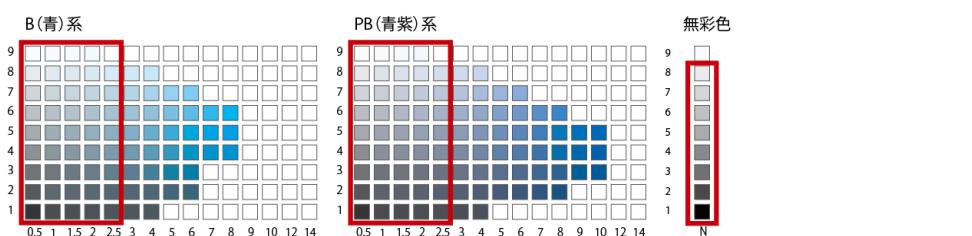
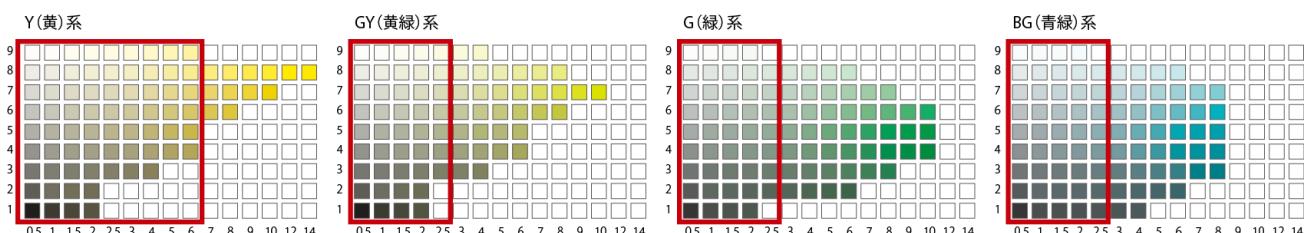
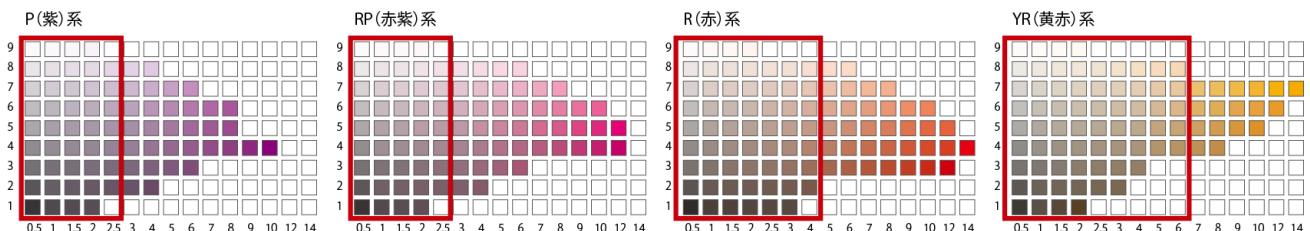
**別表2 色彩基準（日本工業規格（JIS）マンセル表色系による）**

- ・建築物の外壁・屋根、工作物の外装において使用できる色は下表のとおりとします。
- ・また、伝統色である「推奨色」（別表3）を参考にその使用に努めるものとします。
- ・建築物・工作物の各立面の10分の1以下の部分において着色される部分の色彩、着色していない木材、石材、土壁、ガラス、銅板等の素材によって仕上げられる部分の色彩および地域の伝統的様式を継承するために使用する色彩についてはこの限りではありません。
- ・無彩色の明度9を超える「白」の使用は原則不可とします。ただし、色味のあるオフホワイトに限り明度9を超える「白」を使用することができるものとします。
- ・本別表に示す色見本は参考資料であり、実際の色とは異なる場合があるため、正確には塗装見本等を参考してください。

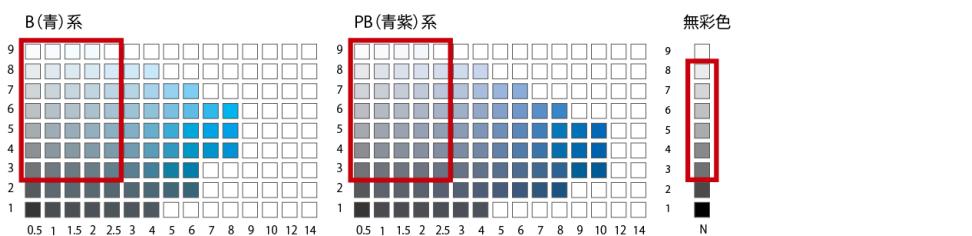
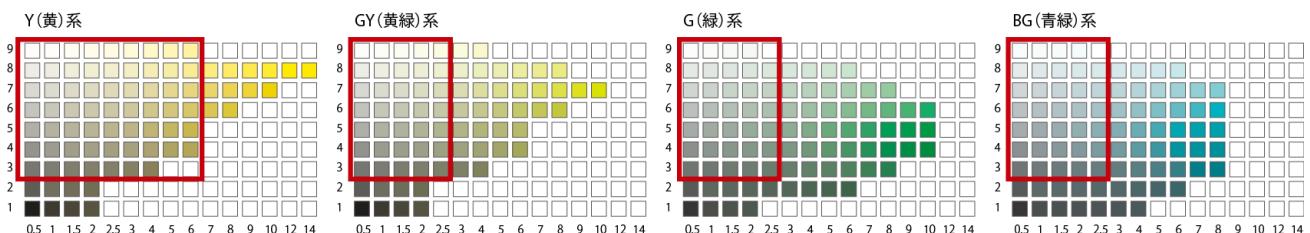
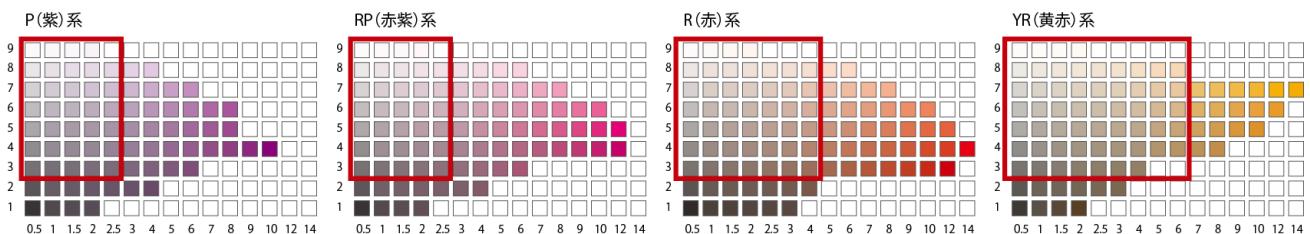
**地域区分別色彩基準**

地域区分	色相	明度	彩度
旧城下町	R(赤)	—	5以下
	YR(黄赤)・Y(黄)		7以下
	その他の色相		3以下
	N(無彩色)	9以下	—
市街地 沿道	R(赤)	3以上	5以下
	YR(黄赤)・Y(黄)		7以下
	その他の色相		3以下
	N(無彩色)	3以上9以下	—
田園	R(赤)	3以上8以下	4以下
	YR(黄赤)・Y(黄)		5以下
	その他の色相		3以下
	N(無彩色)	3以上9以下	—
山地	R(赤)	8以下	4以下
	YR(黄赤)・Y(黄)		5以下
	その他の色相		3以下
	N(無彩色)	9以下	—

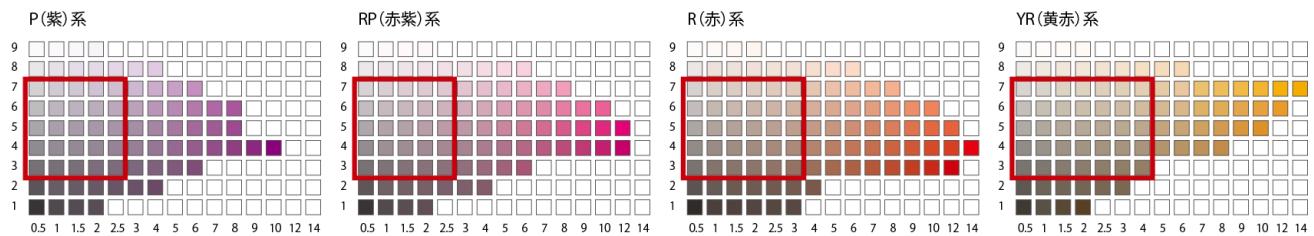
### ■ 旧城下町



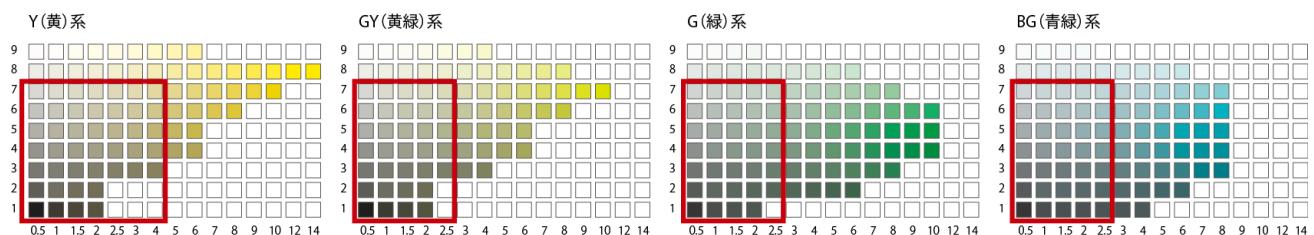
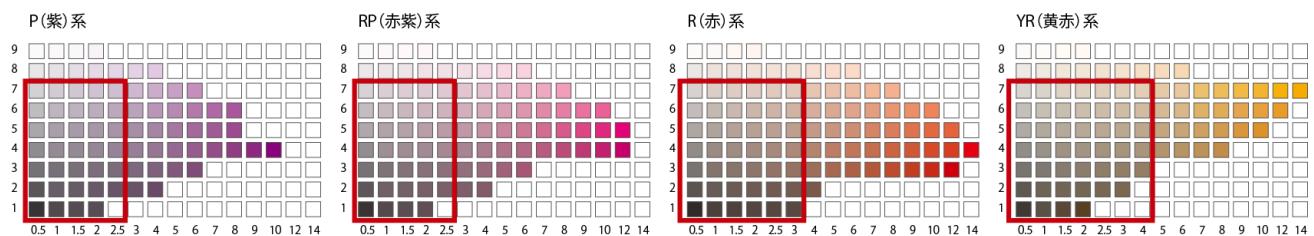
## ■市街地、沿道



田園



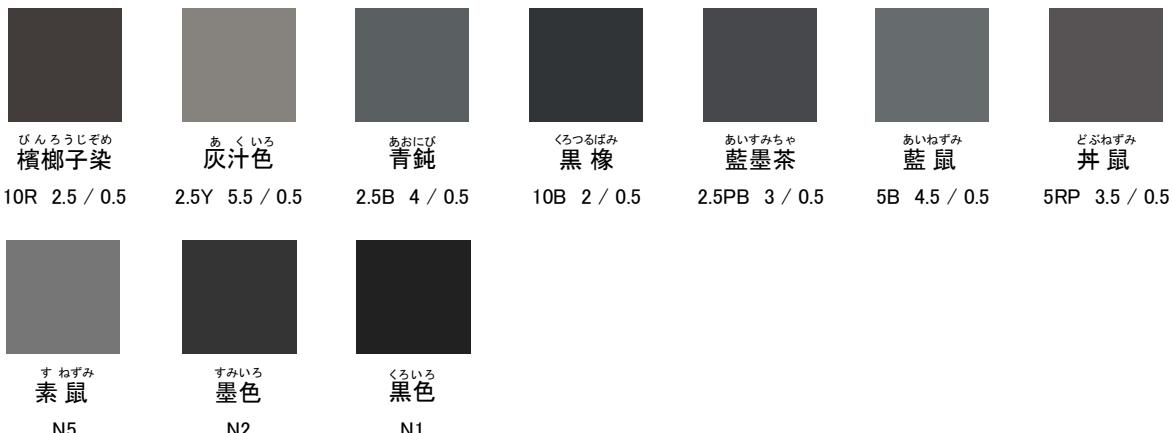
山地



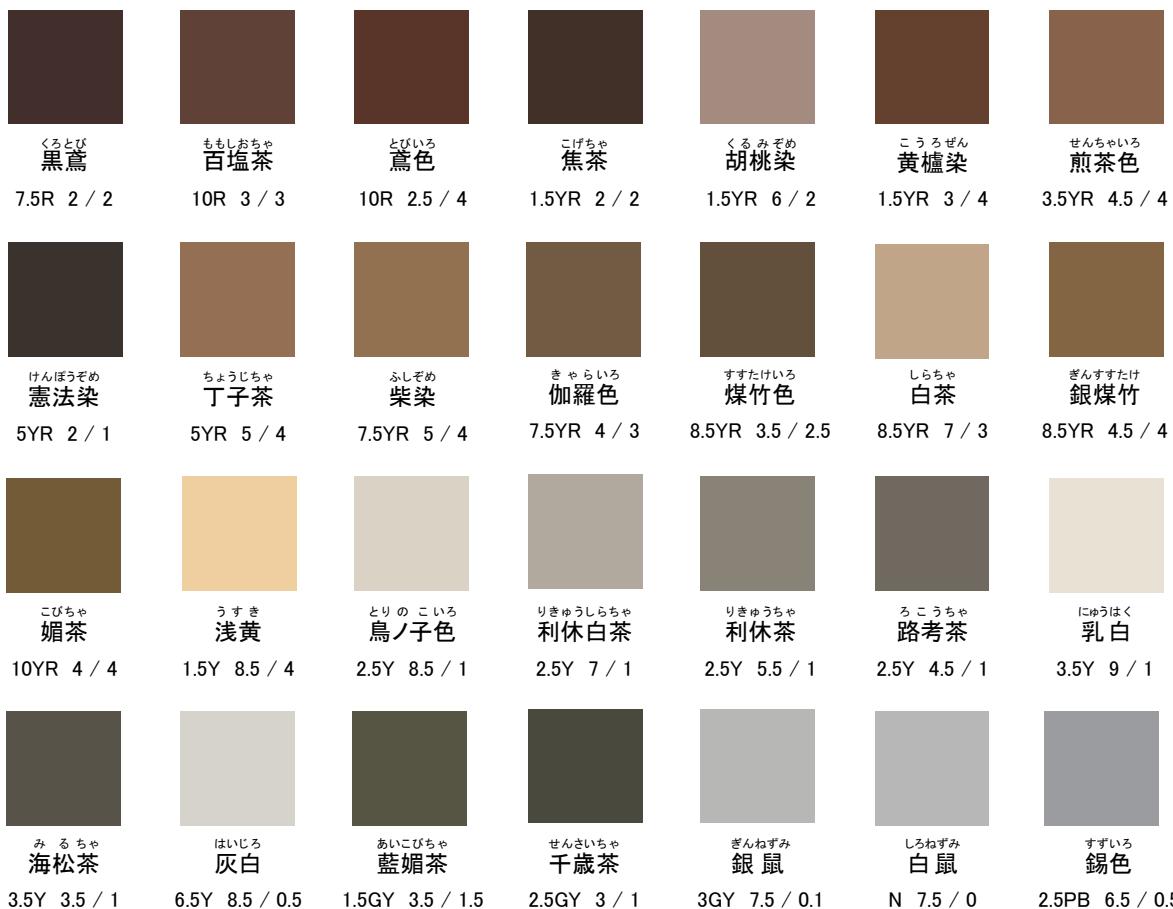
### 別表3 建築物及び工作物の色彩基準に関する推奨色

建築物や工作物等に伝統的に用いられてきたものとして使用を推奨する色彩です。景観形成基準に示されたその他の基準に配慮しながら、こちらの推奨色の使用に努めるものとします。

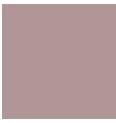
#### (1) 建築物の屋根・壁、工作物等の基調色として伝統的に用いられてきた色彩



#### (2) 建築物の壁、工作物等の基調色としての推奨色



(3) アクセントカラーとしての推奨色

						
さくらねずみ 桜鼠 2.5R 6.5 / 2	みず 水がき 5R 6 / 4.5	うめねずみ 梅鼠 5R 5.5 / 3	えび ちや 海老茶 6R 3 / 4.5	たいしゃいろ 代赭色 3YR 5 / 6	あかしろつるはみ 赤白 橡 3YR 7.5 / 5	とのちや 礪茶 3.5YR 5 / 5
						
しゃ れ が き 酒落柿 5YR 8 / 6	うす が き 薄柿 5YR 8 / 5	び わ ち ゃ 枇杷茶 6.5YR 5.5 / 6	う す く う 淡香 7.5YR 8 / 6	ち ょ じ ぞ め 丁子染 7.5YR 5.5 / 6	き つ ね い ろ 狐色 7.5YR 5 / 6	お う ど い ろ 黄土色 8.5YR 6.5 / 4.5
						
しろ つる はみ 白 橡 2Y 7.5 / 3	き つ る はみ 黄 橡 2Y 6.5 / 5.5	ひ ご す す たけ 肥后煤竹 2.5Y 5 / 3	き み る ち ゃ 黄海松茶 6.5Y 5.5 / 4	う ぐ い す ち ゃ 鶯 茶 6.5Y 4 / 4	む し く り い ろ 蒸栗色 7.5Y 8 / 2.5	あ お く ち ば 青朽葉 7.5Y 6.5 / 6
						
ひ ち ゃ 鴉 茶 9Y 6 / 5	う ぐ い す い ろ 鶯 色 10Y 4.5 / 3	り か ん ち ゃ 璃寬茶 1.5GY 4 / 2	ぱ い こ う ち ゃ 梅幸茶 5GY 6 / 2.5	い わ い ち ゃ 岩井茶 5GY 4.5 / 1	や な ぎ す す たけ 柳 煤竹 7.5GY 4 / 1.5	う ら や な ぎ 裏 柳 8.5GY 8 / 2
						
や な ぎ ね ず み 柳 鼠 2.5G 6 / 1	お い た け い ろ 老竹色 2.5G 5 / 2	せ ん さい み ど り 千歳 緑 2.5G 3.5 / 2.5	さ び せ い じ 鎌青磁 5G 6.5 / 1.5	お な なん ど ち ゃ 御納戸茶 5G 3.5 / 1.5	り き ゆ う ね ず み 利休 鼠 8.5G 5 / 1	あ い み る ち ゃ 藍海松茶 10G 3 / 2
						
と の ち ゃ 沈香茶 2.5BG 5 / 2	さ び て つ お な ん ど 鎌铁御纳戸 8BG 3.5 / 1.5	て つい ろ 鉄色 8BG 3 / 2	み な と ね ず み 湊 鼠 2.5B 6 / 2	て つ お な ん ど 铁御纳戸 2.5B 3 / 2	か め の ぞ き 瓶覗 5B 8.5 / 2	お な ん ど い ろ 御纳戸色 5B 3.5 / 2
						
め っ し 滅 紫 2.5P 3 / 2	しこん 紫紺 2.5P 2 / 2	くろべに 黒 红 5P 1.5 / 1.5	は と は ね ず み 鳩羽 鼠 10P 5 / 1.5	ふ じ す す たけ 藤 煤竹 10P 3.5 / 1	べ に け し ね ず み 红消 鼠 10RP 3 / 1	

## 参考資料 1 色彩の表記方法

・色彩基準では、色彩を客観的に示す方法として、日本工業規格(JIS)にも採用されている「マンセル表色系」を採用します。

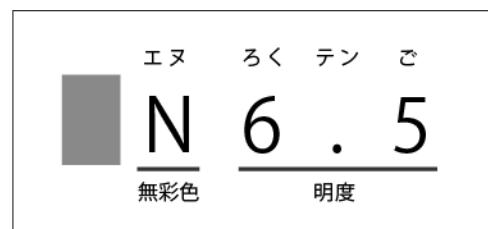
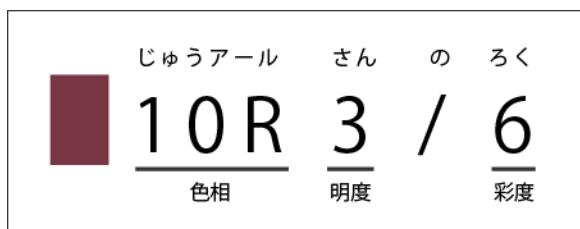
・「マンセル表色系」とは、色を色相・明度・彩度の3つの属性によって体系的に示したものです。

**色相**: 色合い=R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)・GY(黄緑)・G(緑)・BG(青緑)・B(青)・PB(青紫)・P(紫)・RP(赤紫)の基本10色相。

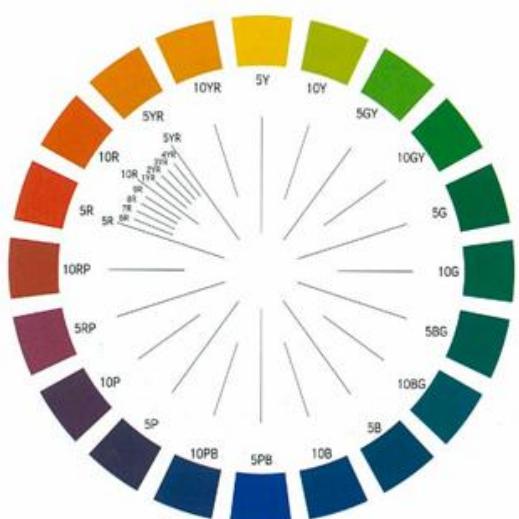
**明度**: 明るさ=数値が大きいほど明るい色を示します。現実的な色票としては、1.0から9.5の数値で表します。

**彩度**: 鮮やかさ=数値が大きくなるほど鮮やかな色を示します。色相・明度によって、最高彩度は異なります。

### ■マンセル値による色の表記方法

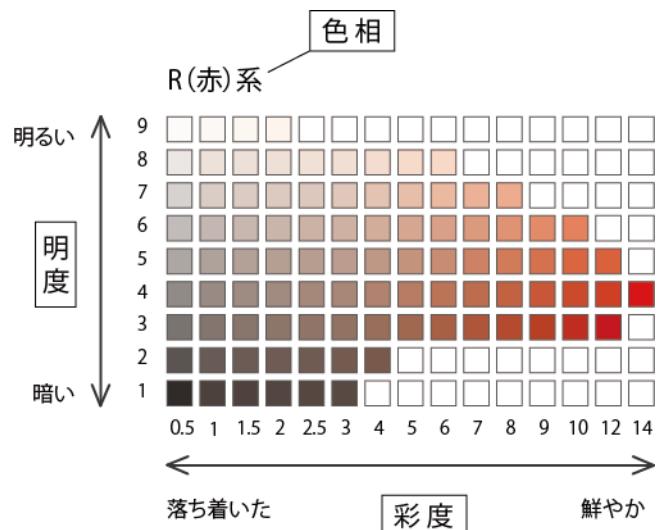


### ■色相環（色相の関係を表した図）

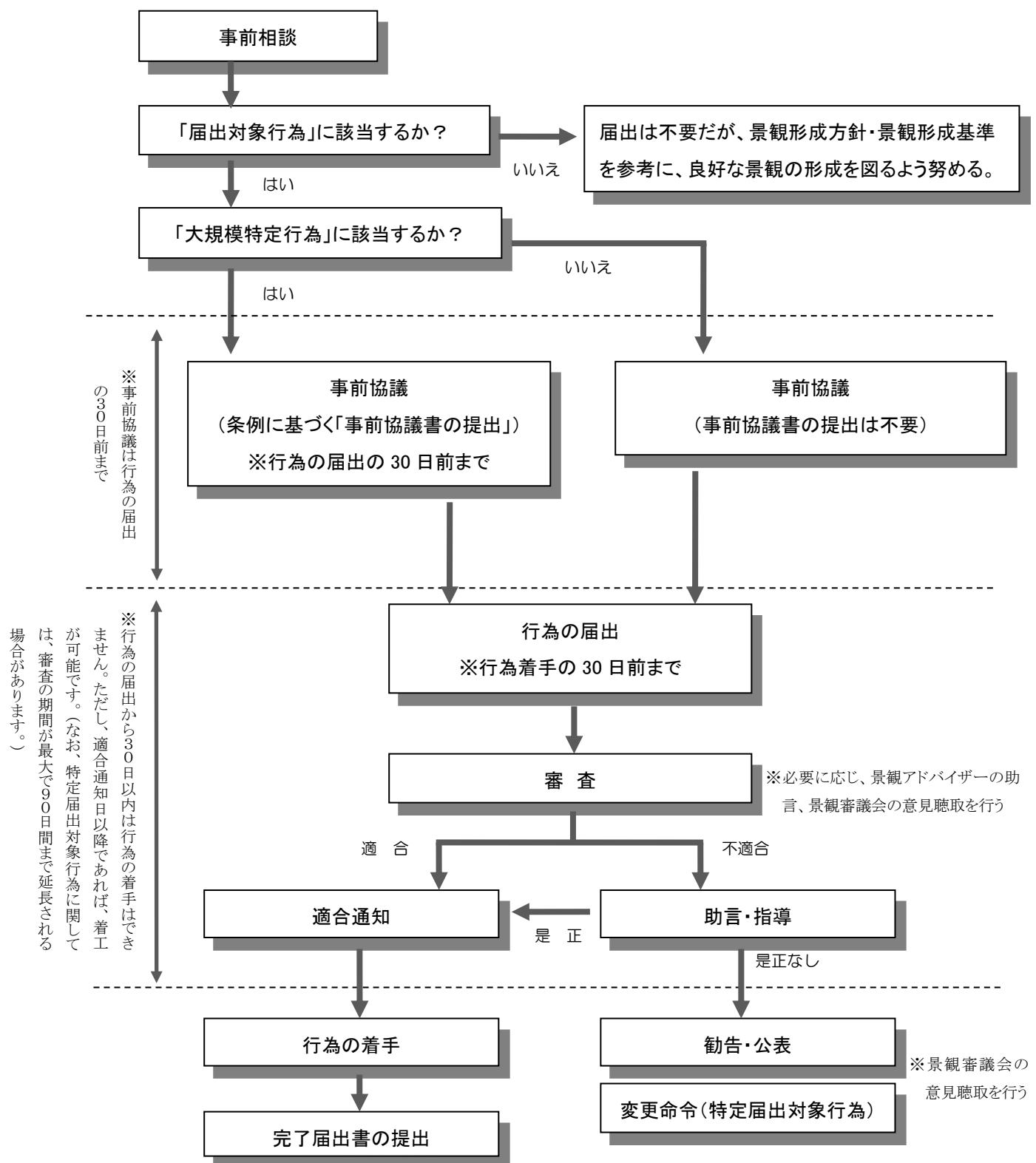


### ■等色相面

(同じ色相の色の明度と彩度の関係を表した図)



別図4 行為の届出、景観形成基準への適合審査手続きの基本的な流れ



## 第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号)

### 6-1 景観重要建造物の指定の方針

上田市の景観形成に大きく貢献する重要な資源であり、特に保全・活用が必要な建造物又は建造物と一体となっている空間について、景観重要建造物として指定します。

#### (1) 景観重要建造物の指定の基準

指定にあたっては、次の条件を満たすこととします。

- ①道路その他の公共の場所から容易に見ることができるもの
- ②所有者及び管理者の合意が得られたもの
- ③以下のいずれかの視点により上田市の景観を特徴づけるものであること
  - ・景観計画に基づく上田市の景観形成に大きく貢献している公共公益施設や民間建造物
  - ・建造物の外観が歴史的な様式を継承しているものや、文化的に重要な役割を担うもの
  - ・地域の目印やシンボルとして市民に親しまれているもので、付近の景観を特徴付けているもの
  - ・市民等から景観形成上重要なものであると提案されたもの

※ただし、文化財保護法に基づく指定文化財は対象から除外します。

#### (2) 景観重要建造物の指定の手続き

- ・市民の意見等を踏まえて、上田市が指定を検討します。
- ・指定の際には、景観審議会の意見を聴くこととします。
- ・所有者又は管理者との十分な協議のもとに、保全・管理・活用等に係る事項を定めることとします。

## 6-2 景観重要樹木の指定の方針

上田市の景観形成に大きく貢献する重要な資源であり、特に保全・活用が必要な樹木又は樹林について、景観重要樹木として指定します。

### (1) 景観重要樹木の指定の基準

指定にあたっては、次の条件を満たすこととします。

- ①道路その他の公共の場所から容易に見ることができるもの
- ②所有者及び管理者の合意が得られたもの
- ③以下のいずれかの視点により上田市の景観を特徴づけるものであること
  - ・地域の目印やシンボルとして市民に親しまれているもので、付近の景観を特徴付けているもの
  - ・樹容(樹木の外観の姿)が景観上の特徴を有するもの
  - ・市民等から景観形成上重要なものであると提案されたもの

### (2) 景観重要樹木の指定の手続き

- ・市民の意見等を踏まえて、上田市が指定を検討します。
- ・指定の際には、景観審議会の意見を聞くこととします。
- ・所有者又は管理者との十分な協議のもとに、保全・管理・活用等に係る事項を定めることとします。

## 第7章 景観重要公共施設に関する事項 (景観法第8条第2項第4号ロ)

上田市の景観の骨格を形成する道路・河川・公園等を対象として、景観重要公共施設に指定することができます。

景観重要公共施設に指定された道路・河川・公園については、施設管理者、上田市、地域の住民や商業者組織、まちづくり団体等と協議会を設立し、施設の整備や改善、景観に影響のある管理方針の変更等の際には協議を行うこととします。

なお、景観重要公共施設の整備や改善等を行う際には、上田市景観計画の方針に即して行うこととします。また、眺望の保全、緑化、地域のまちなみとの調和、安全な歩行者空間の確保等、良好な景観形成に資することとします。

## 第8章 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第4号イ)

屋外広告物は、身近な情報源として大きな役割を果たすとともに、まちに賑わいや活力をもたらしていますが、その一方で、無秩序に掲出されると、城下町の伝統的な町並み、山並みへの眺望など、上田市の特徴的な景観の大きな阻害要因となります。屋外広告物は景観に大きな影響を及ぼすものといえます。

このため、当面は長野県屋外広告物条例を運用することにより、良好な景観形成に資する方針に基づき、屋外広告物の適切な誘導を行います。

将来的には、上田市屋外広告物条例を制定し、地域特性を踏まえた、秩序ある屋外広告物の掲出に向けたきめ細かな誘導を目指します。

## 第9章 景観形成の推進に向けて実施する事項

本計画の基本目標のひとつとして「身近な場所からみんなで取り組む景観づくり」を実現していくことを取り上げています。本市の景観形成のためには、一人ひとりの市民、団体、企業、行政がそれぞれの役割を担いながら、協力・連携して取り組むことが不可欠です。

これらを推進するため、次の取組みを実施します。

### 9-1 景観形成に取り組むための体制の充実

#### ①景観審議会の設置

本市の景観に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議する機関として、上田市景観条例に基づく景観審議会を設置します。

審議会は、市民、学識経験者、市内関係団体の代表、関係行政機関の職員などにより構成し、下記の事項を審議するものとします。

- 景観計画の変更にかかる事項
- 景観形成重点地区の指定に関する事項
- 届出対象行為の景観形成基準への適合に関する事項
- 景観重要建造物、景観重要樹木の指定に関する事項
- 景観重要公共施設の指定に関する事項
- 表彰者の選考に関する事項
- その他、本市の景観施策に関する事項

## ②景観協議会の設置

本計画に基づく景観形成をより効果的に推進するために、様々な立場の関係者が協議する機関として、景観法に基づく景観協議会を設置します。景観協議会においては、特に景観形成重点地区における景観形成、景観重要公共施設の整備や管理に関して協議します。

なお、景観協議会は下記の構成員を想定します。

- 上田市、長野県
- 景観重要公共施設の管理者
- 景観整備機構
- 国立公園管理者
- 商工業、農業、観光など関係事業者団体
- 公益事業者
- 景観づくり市民団体、まちづくり関係NPOなど

## ③景観整備機構の指定

景観整備機構は、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、景観形成に資する一般社団・財団法人又は特定非営利活動法人を、その法人からの申請により、景観計画に基づく良好な景観形成を担う主体として、上田市が指定します。

景観整備機構は、市民との協力のもと、景観形成に資する事業を実施することとします。

## ④景観づくり市民団体の認定

市内において地区独自の景観ルール等について検討をしたり、景観形成に寄与する活動を行う市民による団体の設立を推進し、上田市は上田市景観条例に基づき認定します。認定された景観づくり市民団体の活動に対しては、上田市は支援できるものとします。

なお、景観づくり市民団体の設立要件は下記のとおりです。

- 団体の活動がその区域の景観の形成に有効であると認められること。
- 活動区域内の市民の多数により組織されていると認められること。
- 設立目的、活動区域、活動内容、構成員等が記載された規約を有すること。
- 活動の内容が景観計画による本市の景観形成方針に適合していること。

## 9-2 景観計画の充実

### ①景観形成重点地区の指定

上田市の自然・歴史・文化等を背景とした特徴的な景観を有する地域や、今後景観づくりを積極的に誘導する必要のある地区では、「景観形成重点地区」に指定し、地区特性に応じた届出対象行為及び景観形成基準を別途に設定します。指定に際しては、対象地区の住民等と協議を重ねて将来像を共有した上で検討し、景観審議会の審議を経て指定します。

景観形成重点地区の指定候補は、下記の地区が想定されます。

なお、下記の地区以外にも、景観形成重点地区への指定及び独自の景観形成基準を市民は提案できるものとします。

- |            |                |
|------------|----------------|
| ○尼ヶ淵周辺地区   | ○信濃国分寺周辺地区     |
| ○お屋敷公園     | ○別所温泉地区        |
| ○鹿教湯温泉地区   | ○塩尻地区          |
| ○伊勢山地区     | ○上田駅一帯         |
| ○上田城跡公園周辺  | ○旧北国街道などの歴史的街道 |
| ○上田・丸子の商店街 | など             |

### ②市民による提案制度

景観形成重点地区以外についても、景観計画の内容や景観施策について、景観法及び上田市景観条例に基づき市民からの提案を受け、景観審議会の審議等を経て、景観計画への反映、施策の実施を行うものとします。この際、市は提案者に対し、「景観づくり市民団体」「景観づくり協定運営委員会」の組織化を促すとともに支援を行い、組織化後、正式に計画提案を受付けます。

- |                                                 |
|-------------------------------------------------|
| ○地区独自の景観ルールの創設<br>(景観形成重点地区、景観地区・準景観地区、地区計画の指定) |
| ○景観資源の保全・活用<br>(景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定)     |
| ○新たな景観施策の実施<br>(支援制度の創設、景観啓発イベントの開催など)          |

### ③景観デザインガイドライン等の作成

「第5章 行為の制限に関する事項」においては、届出対象行為と景観形成基準を記載していますが、これらは景観形成に際しての最低限のルールであり、この基準に適合させれば必ず良好な景観になるのというものではありません。

このため、景観形成基準を補足するものとして、事業主、建築主、設計者の方々の景観形成への貢献の一助となるように「景観デザインガイドライン」を作成します。

このガイドラインは、地域区分及び景観形成重点地区ごとの作成を基本とし、市民や事業者などと協議・検討を重ねて作成するものとします。

## 9-3 市民による景観づくりの推進

### ①景観づくり協定等の締結の推進

地域の個性や特色を生かした景観形成には、地域の住民や事業者の積極的な取り組みが必要です。

そこで、住宅地・集落地・界隈など、特定の区域内の土地所有者等の合意による、景観に関する地区独自の自主的なルール作りを積極的に支援し、景観条例に基づき「景観づくり協定」として市長が認定します。

景観づくり協定は地区の住民等が主体的に検討・運用することになりますが、上田市はその検討や運用に対する支援を行うものとします。

「景観づくり協定」として市長が認定する条件は、下記のとおりです。

- 一定のまとまりを形成している区域を対象としていること。
- 区域内における関係者の多数の合意を得ていること。
- 次に掲げる事項が定められていること。
  - ア 協定の区域
  - イ 建築物、工作物及び広告物の配置、意匠、規模若しくは色彩又は敷地の緑化に関する事項
  - ウ 5年以上の協定の有効期間
  - エ 協定違反があった場合の措置
  - オ 協定の変更又は廃止の手続

※区域内の土地・建築物等の全員の合意を得られる場合には、景観法に基づく「景観協定」としての認可も行います。

### ②景観づくり活動に対する支援

景観づくり市民団体をはじめとした、良好な景観形成に資する市民の景観づくりに関する様々な活動に対して、景観条例に基づき、技術的支援や助成等を行うものとします。

支援の対象となる活動としては下記のものが想定されます。

- 景観形成重点地区や景観づくり協定などの地域の景観ルールの検討
- 景観づくり協定運営委員会による協定の運用、景観まちづくり活動
- 住民に対する景観の普及・啓発やイベント開催に関する活動
- 景観に関する広報や情報提供に関する活動
- 地区の緑化、景観資源の保全・活用、町並み形成に関する活動 など

### ③景観アドバイザーの派遣

良好な景観形成に取り組む市民等への支援の一環として、市民の景観づくり活動に対して、専門的技術や知識を有した専門家を景観アドバイザーとして委嘱し、派遣します。

アドバイザーの活用方法としては、下記のものが想定されます。

- 景観まちづくり市民団体や各地区的自治会等における景観勉強会
- 景観形成重点地区や景観づくり協定などの地域の景観ルールの検討
- 建築物の新築や開発行為等の際の景観デザインの相談 など

## 9-4 景観に関する意識啓発の推進

### ①都市景観賞の実施

優れた景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物、まちなみ、生け垣等の所有者・設計者・施工者等、景観形成活動に貢献している個人又は団体について、景観審議会の意見を聴いた上で、表彰します。

表彰した事例については、広報やホームページで市民に広く紹介することとします。

### ②景観に関する講演会やシンポジウムの開催

市民や事業者等を対象として、景観に関する有識者の講演会や、先進地事例を紹介するシンポジウムを開催します。また、市民、行政、有識者等が意見交換できる機会を設けます。

### ③景観学習の推進、景観出前講座の実施

景観に関する市民の関心と感性を育むため、小中学校などの学校教育や、生涯学習と連携して、多様な世代における景観学習の実施に取り組みます。

また、地域や学校、職場、市民グループなどにおいて景観に関する情報を求めている場合には、市役所職員等を派遣する景観出前講座を実施します。

### ④まち歩きやイベントの開催

景観ウォッチング、景観100選の選定、写真展などの開催を行います。

## 9-5 他法令や制度との連携について

景観形成の実現に向けては、景観法・景観条例に基づく制度や施策の活用だけではなく、他法令や制度とも連携しながら、効果的に推進するものとします。

- 都市計画法、建築基準法にもとづく用途地域、高度地区、開発許可、景観地区等も活用した、景観形成に向けた規制誘導の実施
- 都市緑地法、文化財保護法等と連携した景観資源の保全・活用
- 農業振興地域整備法に基づく農業施策と連携した田園景観の保全
- 森林法にもとづく森林保全と林業施策、自然公園法に基づく自然公園管理と連携した山林や自然景観の保全

## 9-6 公共施設等における景観形成について

景観形成には、民間施設だけではなく、市・県・国の機関等が整備・管理する公共施設や建築物も非常に大きな影響を及ぼします。このため、公共施設・公共建築物の整備・管理については、下記の方針に基づき実施します。

- ①市が行う学校・河川・道路・公園・街路樹等の公共施設、公共建築物の整備や開発事業等にあたっては、地域の歴史・自然等の特性を考慮し、本計画に示す目標・方針・基準に沿ったものとする。
- ②地域の景観デザインの模範となるように、良質で秩序あるデザインを採用する。
- ③施設デザイン等の検討過程については、市民等への情報公開や市民参加に努めるものとする。  
特に、大規模施設の整備に際しては、その景観デザインに関して、景観審議会に意見を聞くものとします。
- ④施設ごとの方針については、長野県景観育成計画における「公共事業景観育成指針」の考え方を準じるものとします。将来的には、本市における「公共施設等景観形成ガイドライン」を作成します。
- ⑤県や国の機関が実施する公共施設、公共建築物の整備に際しても、上記の方針に沿って行うよう要請・協議を行います。